

第九編
教
育

第一章 学校教育

第一節 学制の変遷

1 明治時代

学制発布

明治四年七月文部省が設けられ、明治五年（一八七二）八月三日、太政官布告の「学制」は、あらゆる意味において教育制度の成立に一つの時期を画したものと見える。

全国民のために施設される学校は「国民が身を立て、産を治め、業を盛んにするために、役立つものである。」という実学主義に基づいて近代的学校観を述べ、四民平等・機会均等の原則により「必ず皆に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。」と宣言し学制を公布した。

教育令の公布

明治五年の「学制」公布により全国統一的な教育制度を設けたが、この制度は三段階の単線型教育体系で、ヨーロッパ先進国に先んじて、学校の門戸解放・教育の機会均等と、制度上まことに立派なものではあったが、欧米の学校制度を参照に早急につくられたので、実施のあとに改善を要することとなり、明治十二年（一八七九）「教育令」を公布、明治五年の「学制」を廃止した。

この教育令によって国民教育についての中央統轄の施策は弱まり多くの点で地方長官の行政にゆだね、小学校の設置廃止等は民度に応じた方法が進められたので、各地の児童就学率の減少傾向がみられ、経済節約のために廃校、あるいは校舎建築工事の中止などもあった。

明治十三年（一八八〇）十二月教育令を改正、各町村は地方長官の指示に従って独立あるいは連合し、その学齢児童の教授にたり得る小学校を一校、若しくは数校設置すべきこと、また学齢児童の就学に関しては、これを父母、後見人の責任とし、小学校三カ年の課程を終わるまで、少なくとも毎年一六週日以上就学すべきであるとし、さらに学務委員の選任を地方長官の任命制としたこと、私立学校の補助金交付の廃止などがあった。

明治十八年（一八八五）太政官の廃止は、「内閣官制」の設立となり、初代文部大臣森有礼は、教育は国家の発展繁栄のために行われるものであるとする。国体教育主義をもって学校制度全般にわたる改革を断行した。

この際、「学制」や「教育令」のように諸学校を一つの規定によって取り扱う制度を改め、明治十九年四月「小学校令」「中学校令」「帝国大学令」「師範学校令」の学校別学校令を公布した。

その内容も主知主義教育に倫理的教育が増強され、大学修業年限三年、尋常中学校五年、高等中学校二年とし、また尋常科四年を義務制、高等科を四年とし、学科目をはじめて全国統一した。

・「小学校令」では、小学校を尋常科・高等科の二段階に分け、

修業年限を各四年、その第三条に「児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ、父母・後見人等ハ其ノ学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得シムルノ義務アルモノトス。」とあり、疾病、家計困窮、その他やむを得ない事故のため、児童が就学できないと認定された場合、地方長官が期限を定めて、就学の猶予を許可することにしたが、それ以外の場合、父母・後見人らに就学義務を督促し得る厳格な規定を作り、義務教育制度が条文によって確立された。

・「中学校令」には、実業につく者と高等の学校に入学する者に必要な教育を施す学校であると、尋常中学校は各府県に設置することができ、地方費の支弁又は補助によるものは、各府県一校とした。修業年限五年とし、入学資格は年齢一二歳以上で、中学校予備の小学校又はその他の学校で、これに相当する学力を得たものとした。

明治二十三年十月三十日には、「教育に関する勅語」が發布され文部大臣はこれを公布、学校に勅語謄本が下賜され、教育の大本が確立され、これを教育の基礎をなすものとして奉体し、以後太平洋戦争終了まで、六〇年の長きにわたって、我が国教育の指導原理となつたのである。

小学校令の改正 明治二十三年（一八九〇）十月七日、「小学校令」が新たに公布され、その第一条に小学校教育の目的を規定し、「児童の身心の発達に留意し、日常生活に必要な知識・技能を授けさらに道徳教育、国民教育を行うこと」を加えた。

小学校はこれを尋常小学校・高等小学校の二つに分け、明治十九

年「小学校令」によって設けられていた。小学校簡易科を廃止し、尋常小学校の修業年限を三年又は四年として、義務教育の拡充を図り、高等小学校の修業年限も二年・三年・四年とし、さまざまな就学の要望に応ずるようにした。

また小学校では実業のための教育も施し得る制度を立て、専修科・補習科を付設し、徒弟学校・実業補習学校を小学校の種類として加えた。

専修科は高等科に併置され、農・工・商科の中、一科又は数科を置くこととし、実生活との関係を考慮して編成できるようにした。

当時の改正は、国家永遠の基礎を固めるために普通教育を完備し尊皇愛国の志気を発揚し、実業を励み素行を修めさせることにより忠良なる臣民の育成を目的としたもので、それ以来、国家主義的教育が重視されるにいたつた。

しかし、北海道はまだ地方自治制度が確立されず、市町村制も施行されていなかったので、この「小学校令」の附則九三条「本令ハ市町村制ヲ施行シタル府県ニ施行スルモノトス」という条項により厳密な意味でこの改正「小学校令」は適用されなかった。

北海道小学校教則 明治二十八年三月庁令第一〇号で明治二十三年十月改正「小学校令」第一二条「府県知事ハ小学校規則大綱ニ基キ其府県ノ小学校教則ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ」と、明治二十五年の「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学校教育規定」の両方に基づいて制定したものである。

小学校教則

第一章 修業年限及学科程度

第一条 尋常小学校ハ分ケテ二類トス第一類修業年限ハ三箇年又ハ四箇年トシ第二類ノ修業年限ハ三箇年又ハ二箇年トス第二類ノ尋常小学校ハ特殊ノ地方ニ設クルモノトス。

第一類ノ尋常小学校ノ教科目ハ修身、読書、作文、習字、算術、実業、裁縫（女子）、体操トス土地ノ情況ニ依リ日本地理歴史、唱歌ノ一科目若シクハ二科目ヲ加フルコトヲ得但シ修業年限三箇年ノ場合ニ於テハ日本地理、日本歴史ハ加ヘサルモノトス。

第二類尋常小学校ノ教科目ハ修身、読書、作文、習字、算術、実業、体操トス第二条 高等小学校ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年又ハ四箇年トシ其ノ教科目ハ修身、読書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外国地理、理科、図画、実業、唱歌、家事（女子）、体操トス。修業年限二箇年又ハ三箇年ノ場合ニ於テハ本文教科目中外国地理ノ一科ヲ除クモノトス。（以下省略）

第一類ノ尋常小学校修業年限三カ年又ハ四カ年、高等小学校の二カ年、三カ年又ハ四カ年は、明治二十三年の改正「小学校令」の規定によつたもので尋常小学校を義務教育としているから義務年限は三カ年（明治十九年の文部省令では四カ年）まで短縮されたわけである。

北海道簡易教育規程 開拓地の実情に適合する教育を推進するために、明治三十一年二月、庁令第一一号をもつて「簡易教育規程」を定めた。

簡易教育規程

第一条 町村成立ノ当年及翌年ハ小学校教育ヲ施行セサルコトヲ得。

第二条 左ノ町村ニシテ小学校教育ニ関スル普通ノ規程ヲ実行シ難キ情況アルモノハ姑ク簡易教育ヲ施行スルコトヲ得。

一、成立五年以内ノ町村 一、戸数百戸未滿ノ町村
一、旧土人部落ノ町村 （第三ノ第七條省略）

第八条 簡易教育ハ修身、読書、習字、算数ノ四科目中一ヲ欠クコトヲ得。

第九条 簡易教育ハ尋常小学校第二類ノ程度ニ從フ。

第一章 学校教育

第十条 簡易教育ハ毎月二十五時間以上ノ授業ヲ行フモノトス。簡易教育ハ夜間又ハ昼間ニ於テモ授業スルコトヲ得。（以下省略）

日清戦争後の小学校令改定

明治二十七年、八年戦争が終わつてから、教育全般が再検討され、いくつかの学校令を勅令として公布し、学校教育の制度を改善した。関連あるものを挙げると、

「小学校令」明治三十三年（一九〇〇）尋常小学校の修業年限を四カ年と定め、従前の三カ年の課程を廃止した。さらに将来の義務教育の延長に備えて、二年制の高等小学校の併設を奨励した。

「中学校令」明治三十二年（一八九九）従前、中学校制度の一部となつていた高等中学校を分離して高等学校とし、その後尋常中学校は中学校と改めた。

「高等女学校令」明治三十二年に中学校令と並べて高等女学校令を新たに制定、修業年限は四カ年である。

「帝国大学令」明治三十年に帝国大学を東京帝国大学と改め、京都に帝国大学を創設、明治四十年には札幌農学校を東北帝国大学農科大学とし、仙台に東北帝国大学が創設された。

この他に、明治二十七年に「高等学校令」、明治三十年に「師範学校令」、三十二年に「実業学校令」、三十六年に「専門学校令」が公布されている。

その後、制度としては、明治四十年（一九〇七）に尋常小学校を六年に改め、これを義務教育とすることになり、初等教育が著しく充実したものとなった。また明治三十六年（一九〇三）から国定教科書制度を実施、小学校の教科書は文部省で著作したものを用いること

となり、翌三十七年から全国一斉に使用開始、以後昭和二十年の敗戦まで、国定教科書が使用された。

△栗山町史一部参照▽

屯田兵設置時代 滝川では明治二十二年十二月初めて屯田兵第

五大隊が設置され、大和国十津川郷の難民移住者の中から九二戸の屯田兵を募り、さらに翌二十三年七月には各県からの屯田兵移住者を併せて四四〇戸、人口約二千余人の多きに達した。

時の大隊長野崎貞次、副官大原武慶、中隊長県左門、山県俊信らは、小学校開校の急務であることを痛感し、草創の公務繁劇をも顧みず鋭意尽力の結果、明治二十三年十二月五日開校の運びにいたった。

第三中隊（一の坂以北二の坂防風林まで）の子弟は、中隊長県左門を校主とし、重野政順、山中友雅、阿曾沼慶二、渡辺乙彦の四名を教員とする南小学校に学ぶこととなった。その生徒数一三二名で校地は通り三丁目国道筋の西側にあった。

北小学校は第四中隊（二の坂防風林以北七丁目まで）の子弟を入学させ、中隊長山県俊信を校主とし、吉村正模、桑原太郎、堀口正己、高橋喜太郎の四名を教員として、生徒数一〇六名で校地は六丁目西側大隊官舎の横手にあった。

学校掛として南小学校は福井重吉、菊地直人、石丸辰吉、渡辺真槌、北小学校は秋山有友、田利豊人、川上親興、中林常二郎ら相繼いで大いに教育に尽力した。

その後両校とも日々に生徒数が増加し、そのため校舎は狭隘となり、二十四年十一月兵村連合会議を開いて南北小学校の併合が計画

され、両兵村の中央、二の坂の高地を選び一大校舎の新築を議決し翌二十五年融雪後、各戸の勞力奉仕と寄付金とをもって建築に着手した。

建築委員には星願藏、友田正両中隊長の指名によって早坂四方吉、衛藤若次、宗内知広、志釜幸三郎の四名がこれに当たり、日夜奔走督励の結果、同年十月二十九日に竣功したので、即日両校を廃止し十一月三日の天長節（当時明治天皇の誕生の日）の佳辰を選んで、私立滝川小学校の開校式が挙行された。

校主は松野尾元明、校長は下野熊太郎、教員には中林常二郎、井上包太郎、土山亀次郎、重野政順、高橋嘉太郎、小池ヤヲ、学事係には渡辺直槌、森常次郎が決定した。これが現在の滝川第二小学校の前身で、明治二十八年一月十一日、公立滝川尋常高等小学校と改称した。

兵村の学校は官給による諸種の利便と、開拓の使命、教育の重要性に燃え、一丸となって協力しての施設であり、極めて順調にかつ強力な基盤に立つて設立されたものであるが、移住後日未だ浅い時に、この事業を完成するためには、容易ならぬ努力が払われたと思われる。

当時番外地といわれていた市街地方面の一般子弟は、兵村の学校に入学を許されなかつたので、子を持つ親の関心事ではあつたが、移住の目的が一時的儲け主義の者多く、土着心なく一時腰かけ的生活をしていた。

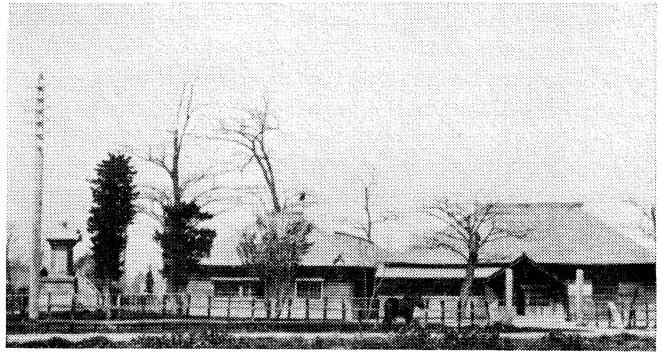
しかし、屯田兵の入地後移住者もしいに増加し、本町筋の坂下

から四丁目付近、広小路筋、旧停車場、新波止場、空知太方面に、点々散在して居住し定着の形相も現れ、明治二十四年ごろには相当な戸数となり、子弟の教育問題が識者の間に唱えられるようになってきた。けれども陣頭にて挺身する人物がなく、行き悩みの状態であったところ、当時広小路一丁目に居住していた請負人古川寅吉は、これを遺憾に思い、自ら発起人となって市街地有志間を奔走し、各自金品を出しあい④支店裏に寺子屋式教育場を設立、多田五市（八滝川町発展史Vには久五郎）を教師に依頼し、子弟の教育を開始した。これが市街地教育の始まりである。

ここにおいて市街地の子弟は、初等教育の恩恵を受けたが、まだ創業の地であるため、父兄の移動も頻繁で、生徒の出入が多く、その維持困難に遭遇し、明治二十六年三月に廃校した。

当時、学んだ者の話によると「年齢もまちまちであったが、大体尋常四年生くらいまでの男女二十二、三名が、読み、書き、算盤を習う程度で、八畳間に板に足をつけた飯台のようなものを並べて勉強した」といっている。

文明社会において教育のことは一日もゆるがせにできないと、親の教育に対する執念は強く、行田順庵、小原清兵衛、菅波銀司等市街地有志は相談し、百方奔走して寄付金を募り、さらに道庁に請願し下渡金の交付を受け、兵村南北両小学校の合併により不要となった滝の川陸軍官舎敷地内の南兵村小学校の旧校舎を買い受け、これを空知太に移して修繕を加え増築して、公立空知尋常小学校が創立されるに至ったのは、明治二十六年十一月十九日のことで、これ



空知尋常高等小学校（空知尋常小学校の時は向って右側校舎のみ）

が現滝川第一小学校の前身で、空知通りの税務署のあった所で現在の栄町一丁目五番に当たる。

児童数六〇名、学級数二、敷地約一千坪、総建て坪八〇・五坪、初代校長山田六郎、学校所在地空知太三九〇番地であった。

なお、滝川第一尋常高等小学校と校名変更は明治四十二年十月九日のことで、この改称と同時にこの校舎は同校分教場に指定されている。

明治二十七年五月、江部乙屯田兵は、その子弟（学齢児童四二一名、内男二三名、女一八八名）を伴って江部乙に移住したが教育のことは、一日もゆるがせにできないので、その年七月十六日から陸軍省建設による校舎に、仮教室を設置して、佐藤運吉に校長の事務取扱いをさせ、莊崎新太郎及び山崎元一を教員に豊丹生清蔵、安中茂、亀井三之助を助手として開校準備をし、七月十七日一八三名の児童を收容し、学級編成し十八日には授業を開始した。

同年九月十一日小学校創設の申請手続きを完了、十月十二日付で滝川北尋常高等小学校と認可。十一月五日佐藤運吉訓導兼校長に任

命され、十一年二十四日開校式を挙行。二十九年十二月十一日北辰尋常高等小学校と改称。三十八年八月三日に校舎の改築を終え、九月二日落成式を挙行した。

年別児童数

年	滝川小学校		北辰小学校		空知小学校		計
	男	女	男	女	男	女	
明治二十六年	一八二	一一〇	—	—	六四	二三	三七九
同二十七年	一七四	一〇五	一六五	—	八六	三七	六三二
同二十八年	一九一	一一一	二〇七	—	八〇	五五	七四一

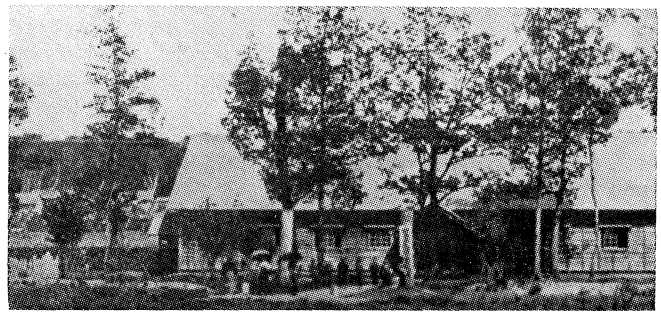
職員（明治二十八年四月現在）

科	滝川小		北辰小		空知小		計
	教員	准教員	教員	准教員	教員	准教員	
本科正	一	—	—	—	—	—	一
同	—	—	—	—	—	—	—
准専科正	—	—	—	—	—	—	—
同	—	—	—	—	—	—	—
准助	—	—	—	—	—	—	—
手	—	—	—	—	—	—	—
高等	—	—	—	—	—	—	—
本科正	—	—	—	—	—	—	—
同	—	—	—	—	—	—	—
准専科正	—	—	—	—	—	—	—
同	—	—	—	—	—	—	—
准助	—	—	—	—	—	—	—
手	—	—	—	—	—	—	—

当時、高等科を併置している小学校は、二の坂にある滝川尋常高等小学校であるので、高等科への進学を希望するものは、市街の生徒はもちろん、遠く二里以上の道も遠しとせず通学したものである。

明治三十一年二月、空知小学校にも高等科（二カ年）が併置され空知尋常高等小学校と改称し、次いで三十三年二月、高等科四カ年が併置された。

明治三十一年九月二十五日、滝川尋常高等小学校が全焼するといふ憂き目に遇い、一時仮校舎を大隊本部において授業を続け苦勞したが、翌三十二年六月十四日校舎再建の認可を受け、新築し授業を



屯田兵当時の北辰旧校舎（明治27年7月27日）

開始した。

幌倉方面は明治三十五年兵村共有地の解放とともに、内野うめ他五戸が入地、それ以来しだいに入地するものが増加し、子弟の教育が話題となり、明治三十七年平田教信という旅僧が布教に来たのを契機として住民協議の結果、内野うめの納屋を借り受け、急改造し長板を机代用として私設寺子屋式の教育所を開設した。児童数わずか十二、三名で教師には平田教信を委嘱し、月謝は各戸からの金品の出し合いでまかされた。

その後、小林農場の開発、種羊場の設置などにより逐年戸数が増加し狭隘となったので、有志が相談の上、町に請願して第二小学校の特別教授場となり、明治四十二年一月十日に開設した。その敷地は小林農場の寄付を仰ぎ、建築資材などいっさい住民の労力奉仕によって建てられたものである。

明治四十年三月三十一日小学校令が改正され、義務教育年限が六カ年に延長され、尋常小学校は六年に、高等小学校は二年となった。日露戦争後世界の大勢に鑑み、教育の重要性を考慮した教育史上、画期的な改革といわれている。この改正は一カ年猶予期間が設けられ翌四十一年から実施された。

この改正により滝川でも義務教育の年限延長に伴う教室増設という緊急の問題に直面した。

まず市街地の学校であった空知尋常高等小学校は、市街の発展に伴なう学級増のため校舎増築を繰り返してきたが、校地も狭隘となり、これ以上の増築は不可能であるというまでになっていたし、校舎も老朽化し改築を要するものも相当あった。このような現実には直面して市街地の小学校校移転改築問題が焦眉の問題として持ちあがった。

当時の村長小西恭蔵はこの行き詰まった村内教育に対して、抜本的改革を意図し強力にそれを押し進めた。

それは学校を一の坂に移転して村内高等科を一枚に統合して、兵村の学校は尋常科だけの学校とする案である。

この案は市街側からは、やがて敷設される富良野線鉄道踏切りが児童の通学上危険であると反対され、兵村からは歴史ある高等科をもぎ取られるのは遺憾であるとして反対され、がやがとやかましく四面楚歌の反対にあったが、断固として原案をまげず村勢の現状並びに将来への動向を説得、その了解に努め、遂に百年の大計である初等教育の基盤を確立し、実現を図るに至ったことは、けだし英断といふべきであらう。

明治四十一年、旭川陸軍衛戍病院の払いさげを受け、翌四十二年十二月新校舎を滝の川三八五番地の一に建て、さらに通学区域の一部変更をし、校名を滝川第一尋常高等小学校と改称、校地五、六〇〇坪、建坪五九九・五坪、一一学級、児童数六四〇名であった。

また、二の坂の学校を滝川第二尋常小学校と改称、幌倉には幌倉特別教授場、もとの空知小学校の跡には三学級編成の空知太分教場を設け、一時村内をわがした学校問題も、四十二年三月三十一日小西村長の退任と共に鳴りをひそめていった。

明治四十一年十月十三日、戊甲詔書が下賜され、華を去り実に就く勤儉貯蓄の思想や浮華放縦をいまして質実剛健の気風の普及にいろいろ指導が加えられた。

2 大正時代

明治時代の教育を引き継ぎ、さらに拡充発展の時期ともいえる大正時代は、その当初第一次世界大戦に入った。

我が国は戦禍を受けなかったばかりでなく、経済上にも異常な進展ぶりをみせ、さらに教育制度の運営にも大きな影響を受けるようになった。戦後これらの事情をもとにし、教育全般を検討、戦後の経営に応じようとしたのである。

大正六年、内閣に臨時教育会議が設けられ、文部省が実施する教育制度施策の基本となるものを決定することとなった。

大正十三年（一九二四）文政審議会が設けられ、文教の基本方針を審議、その決定によって改善の方策を実施することとなった。

当時は、第一次世界大戦後の経済不況期に加えて、関東大震災による社会的不安から人心も動揺し、大正十二年十一月には「国民精神作興ニ関スル詔書」が発布された時期であった。

大正十三年四月十四日、勅令をもって「文教審議官制」が定められ、昭和十年十一月十八日の廃止まで、十一年余にわたって実施された文教方策は、ここで決定されていたものであって、この審議会が教育の発展に果たした役割は重大なものであった。

大正十五年に青年訓練所令が制定され、青年訓練所が設けられ、初等教育を終わった青年に入営前の軍事教育及び普通教育の補習を行う制度を立てた。

大正時代の教育と学校 大正三年八月第一次世界大戦が起こり、我が国もこれに参戦、同六年各校は御真影を拝戴した。

大正七年、市町村義務教育国庫負担法が公布され、小学校教員の給与の一部が国庫から支出されるようになって市町村の教育費は大いに軽減され、貧弱な町村では教育危機を救われた。

当時、貧弱な市町村財政に占める教育費の割合は総予算の半分以上で、学校を建て維持することが、市町村の大きな仕事でもあったのである。

そして、同法はさらに大正十二年に改正され、国庫の負担額が一躍四倍に増額されていった。

大正七年空知太分教場の児童が年々増加してきたので、四月十九日付で空知太分教場を廃止し、空知太に校舎を移転改造し滝川第三尋常小学校が新設され、初代校長として宮城伸助が任命された。

なお、この年国定教科書の改訂が行われ、児童中心主義思想が反映された内容となり、「ハタ、タコ、コマ」から「ハナ、ハト」読本が使用されている。

大正八年七月ドイツとの平和条約も締結され、大戦後の余波としてインフレを招来したが、進んで中等学校に入学を志望する者も増加したが、全道で中等学校の数は少なく、志願者の三分の一をも収容できないありさまであった。

ことに滝川は、本道で稀に見る交通の要衝にありながら、当時いまだに中等学校の設置もなく、近隣町村の発展に伴って設置の要望も強くなり、本町有志は熱心に道庁に陳情運動を展開した。

ところが俄然岩見沢との熾烈な争奪戦となり、互いにしのぎを削ったが、遂に滝川に決定、大正九年三月五日をもって待望の庁立滝川中学校の設立認可を得て、全道で八番目の中学校が生まれたのである。

初代校長には高橋隆が任命され、滝川第一小学校の一部を仮校舎として四月開校、翌十年三月新校舎落成して移転十一年四月から三学級募集の門戸が開かれた。

幌倉方面の開発は空知土功組合灌漑溝工事の完成と共に始まった。

水田開発が伸展し入地する者が多く、児童数も激増したので分教場を廃止し、大正十一年四月一日、滝川第四尋常小学校として独立開校、牟田末雄が初代校長に任命された。

大正十四年、第四小学校の校舎改築が認可され時の町長渡辺祐次、町会議員小林儀三郎ほか住民の協力により、種羊場山林から建築資材の払い下げを受け、校下青年の労力奉仕で運搬、校舎の防寒設備とし各戸から一名以上の壁塗り工事に奉仕、女子青年の炊出し

など、部落挙げての奉仕と教育愛によって当時としては防寒堅牢な校舎四教室が竣工されたのである。

その間、小林儀三郎は農場管理の激務の傍ら、工事監督に当たり率先作業奉仕にあたった。これが現東栄小中学校の基礎となったものである。

女子職業補習学校開設 大正十三年四月、第一小学校に滝川女子職業補習学校が付設された。

これは、中学校の開校以来女子の中等学校進学希望者が逐年増加し、高等女学校設置の要望もしだいに高まってきたことによるものであるが、当時町財政はまだそれを受け入れる余裕もなく、一応高等科卒業生を入学資格とする二カ年制の職業補習学校の開設となつたのである。

中学校へ配属将校 大正十四年陸軍現役将校配属令が公布され、学生・生徒に教練を実施し、心身を鍛練してその資質を向上させ、国家的観念を明徴にし献身奉公の精神を涵養し、自主自立の習慣を馴致して命令に服従する気風を作興、堅忍敢為の精神を養い国防能力を増進させようとするものであった。

青年訓練所の開設 大正十五年七月一日、全国いっせいに青年訓練所が設置され、第一、第二、第三、第四の四訓練所が各小学校に併設され、学科(修身公民科、普通科、国語・数学・理科)、職業科)と共に兵式教練を実施、高等科を卒業した青少年が徴兵検査を受けるまでの間の一種の定時制中等教育機関であった。これは軍国主義的風潮によるものであったが、青少年の教養上益するところが少なくな

かった。

また、江部乙においても、大正十五年七月一日北辰小学校に第一訓練所を、第二小学校に第二訓練所を開設、当該小学校長を主事に任命し、訓練の実績を挙げていた。

江部乙女学校 小学校卒業者の補習教育の必要を痛感し、先づ女子補習教育の徹底を期するため、空知支庁長の認可を得、大正十五年二月十八日北辰小学校の一部を校舎に充当して、女子実業学校江部乙女学校が設立され、修業年限を二箇年と定め、授業時間一週三二時間中、裁縫家事二〇時間、他一二時間をもって修身・国語・数学・体操・唱歌等の課程を授けることとし、期間は毎年十二月一日から翌年四月三十日までとし、生徒定員一二〇名を収容、冬の農閑期を利用し女子青年の修養に資するものであったが、昭和十年法律に基づく青年学校の発足と共に解消した。

3 昭和時代の教育―昭和二十年まで―

昭和時代の初期は、大正時代の諸施策をさらに進め、教育の発展が図られ、文部省に社会教育局を設け社会教育全般の振興に努めるようになった。

昭和六年、中学校教育改善の方策が決定、第四学年以上、場合によっては第三年から学科課程を二つに分け、卒業後直ちに社会に出る者を教育する第一種課程と、卒業後上級学校に進学するための第二種課程を設け、第一種は理科・実業を重んじ、第二種は数学・

英語を重んじ、また基本科目及び増課科目の制度を採用、科目編成に特色をもたせるようにした。

昭和七年の満洲事変以後は、国家全体が準戦時体制へと進み、一方大正末期から昭和の初めにかけての学生運動、思想問題等の解決に教育刷新が提唱された。

文部省は、我が国体、国民精神の原理を明らかにし、国民文化を発揚し、外来思想を批判しマルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、国民精神文化研究所を設立、十年十一月には教育刷新の審議を行う「教学刷新評議会官制」を公布、発足した。

青年学校令 昭和十年青年学校制度が実施され、従前の実業補習学校と青年訓練所を一つにまとめ、昭和十四年から青年学校は男子青年に義務制となり、一九歳までの全青年を青年学校に入れて編成し壮丁の準備とした。

国民学校令 昭和十六年（一九四一）三月に「国民学校令」を公布、小学校の名称は廃止され、皇国の道を基本に設定した教育目標によって学校の体系と教育の内容、方法を改め国民の基礎的錬成をもって目的とした。

国民学校の編成は小学校六年、高等科二年からなり、八年を義務教育年限としたが、これは戦時非常措置により延期され、終戦によって遂に実施されずに終わった。

小学校における学科目を教科と科目に再組織して国民科・理数科・体錬科・芸能科及び実業科（高等科）とし、国民科は修身・国語・国史・地理の各科目を包含されるというように他の教科につい

てもそれぞれ構成されていた。

昭和十六年十二月、太平洋戦争が起こり、大日本青少年団の結成による青少年戦時動員体制及び他の社会教育団体の再編、修業年限の短縮など、非常時下の教育へと突入していった。

「国家総動員法」、「国民徴用令」の公布、学徒勤労動員、学童疎開をはじめ決戦体制へと進んでいったのである。

学徒勤労動員 昭和十三年六月、文部省が農事・軍用品等に関する簡易な作業に年間三日から五日間を標準として従事することから始まり、翌十四年三月中等学校以上の集団勤労作業を漸次恒久化し、正科に準じて取扱うこととし、十五年には大政翼賛会の結成をみるに及んで作業の対象も焦点化し、一年のうち三〇日以内の日数は授業を廃して作業に充当するよう強化された。

また、昭和十六年八月には学校報国隊の結成、十八年には教育実践の一還として、在学期間中一年につきおおむね三分の一に相当する期間実施、十九年一月には勤労即教育の本旨に徹して動員は一層強化され、一年につき概ね四カ月を標準とし継続勤労につくたてまえた。

そして、三月には中等学校以上の学徒通年動員が決定、四月には勤務期間中工場、事業所内で軍事教育、教授訓練のため一週六時間を原則とする授業時間を設ける指示がなされた。このような経過を経て「学徒勤労令」が「女子挺身隊令」とともに公布された。

十九年十一月には、夜間学校の学徒や弱体のため一応動員から除外されていた学徒に対しても動員が指令され、二十年三月には卒業

する者をすべて動員することによってあらかじめ拘束する方策をとった。

戦前教育 昭和二年新しく明治節(十一月三日)が定められ、従来の元日、紀元節、天長節と併せて四大節と称された。

また、明治天皇の御聖徳を敬仰することは、昭和維新の語と相俟って精神作興に意義深いものがあつた。

この年、大日本女子青年団が発足、本道にも北海道連合女子青年団が生まれ、本町でもこれに呼応して女子青年団を結成、しだいに発達の氣運に向かった。

昭和三年十一月、天皇即位の大礼が行われ、その後教育に関する御沙汰が発せられ、道庁もこれに対し訓令を発し、教育の任にあるものの使命の重大さが強調された。

またこの時代背景と特色づけられるものに、国定教科書の改訂がある。大正七年から使われてきた「ハナ、ハト」は、昭和八年四月の一年生国語は「サイタサイタ、サクラガサイタ」の「サラク読本」に変わった。「ハナハト読本」は平和の象徴であつたが、「サクラ読本」は花は桜木、人は武士という武士道精神のあらわれであるという説もある。

昭和十六年、国民学校になった時は「アカイ、アカイ、アサヒ、アサヒ」で、終戦の年まで使われている。

高等女学校の設立 滝川町の女子教育は、第一小学校併置の滝川女子職業補習学校があるだけで、高等女学校への進学希望者は、遠く札幌・旭川・岩見沢へ出なければならなかつた。

町の発展と共に高等女学校設立の声がますます高まり、昭和四年四月十六日付をもって、町立滝川女子高等女学校の設立が許可され、この年五月十日第一小学校の一部を仮校舎として開校し、初代校長加藤秀が任命され、十二月十六日工費六万一千九百三十三円を投じて新校舎が落成移転した。その後、昭和六年四月から庁立移管となり、高等女学校の設立とともに、滝川女子職業補習学校は、五月三月二十五日をもって廃校された。

戦中教育 昭和六年九月十八日、満洲事変ぼつ発、これを契機として国体観念の明徴が強調され、昭和七年上海事変が起こりさらに拡大し、五・一五事件により犬養首相が暗殺され、次いで満洲国の独立承認など、内外多事多端、国内騒然とした中で教育はしだいに軍国調の色彩を加えていった。

昭和十二年七月七日、蘆溝橋事件がぼつ発激化して日華事変となり教育は非常体制に変わり皇国民の育成が強調され、総親和のもとに皇運を扶翼する国民精神総動員運動が展開され、銃後後援・資源愛護が特に叫ばれたのもこのころからである。

昭和十三年国家総動員法の公布、十四年四月より青年学校義務制実施、小学校武道指導要目の制定、男子には剣道、女子には薙刀が採り入れられ、体位向上の目的をもって実施された。

この年、第二次世界大戦が始まり、日独伊三国防共協定が成立、学生生活も戦時錬成を眼目とした勤労働員、武道訓練・滑空訓練などさまざまな訓練が施され、翌十五年大政翼賛会が結成、一億総決起、長期にわたる戦争のために、米の切符制度が実施されたのであ

る。

昭和十六年四月、国民学校設立、教則には教育に関する勅語の趣旨を奉体し、教育全般にわたって皇国の道を修練させ、国体に関する信念を深め、健全なる心身の育成、皇国の地位と使命の自覚等、国民錬成の一途に帰させることを述べてある。

十二月八日、対米宣戦の詔勅がくだされ、太平洋戦争に突入し、ハワイ真珠湾の奇襲的緒戦の戦果は国民の士気を高揚させた。

昭和十七年には翼賛壮年団結成、愛国婦人会、国防婦人会などの発展的解消による大日本婦人会の結成がなされ、学校の修業年限も中学校四年、高等学校二年と一年ずつ短縮された。

十八年になって、敵軍の反攻激しく、拡大された戦域で我が軍の後退は続いた。この間にあって学徒勤労動員は一層強化され、金属回収が行われ、翌十九年には、敵の反攻は本土への上陸作戦がはかれ、国民総決起運動の展開、一億総武装が唱えられた。

戦局の悪化に伴い必勝の信念堅持が強調され、大空知総進軍を叫んだのもこのころで、火薬原料としてよもぎの葉の採集、煙草の原料にいたどりの葉採集、食料として笹の実、落などの採集等は学童によって行われた。

昭和二十年敵軍の進攻は本土に及び、相次ぐ空襲が加えられ、本土上陸必至の形勢となり、一億玉砕も唱えられるに至った。空襲に対処して学童の疎開、防空施設の整備、避難訓練もしばしば行われた。

八月広島、長崎への原子爆弾投下、ソ連の対日宣戦布告により、

我が国はポツダム宣言を受諾し無条件降伏して終戦となった。

4 戦後の教育改革と新教育の拡充

終戦直後、昭和二十年九月の文部省声明の「新日本建設の教育方針」に始まり、二十一年四月の第一次米國教育使節団報告書等により、八月には内閣に教育刷新委員会が設けられ、我が国教育の根本的改革が行われることとなり、二十二年（一九四七）三月には、「教育基本法」、「学校教育法」、七月には「教育委員会法」、更に二十四年一月には「教育公務員特例法」が制定された。

「教育基本法」は、国民育成の教育理念、教育の機会均等の理念そして、教育の公共性の理念を示し、「学校教育法」が六・三・三・四制の新しい単線の学校体系に改めて、教育民主化の理想の達成を図ったことは、画期的なことであり、小学校を修了したものは、すべて新制の中学校に進学、九カ年制の義務教育が初めて制度化されたのである。

学校教育法の制定により、教育課程についても大きな改革がなされ、教育課程の基準として、学習指導要領を試案の形で作成、昭和二十二年三月に一般編が公刊され、同年度内に算数、家庭、社会、図画工作、理科、音楽、国語の各教科が発表され、二十四年に体育科が小学校に示された。

その特色としては社会科、家庭科の誕生、自由研究の設定、各教科とも年間総時数であらわし、一年間を三五週とした場合の週当た

り授業時数をあわせ示しており、全体的には児童・生徒の経験に基づき自発性の尊重を主眼としている。

なお、国語科において、かたかな先習いをひらがな先習いに改め、毛筆習字の必修を廃止し、新たにローマ字習字を課した。

このように、初等中等教育における教育課程の基準とし、昭和二十二、三年に文部省が作成した学習指導要領は、戦後の教育改革の急にせまられ極めて短時日の中に作成されたので、種々検討され、昭和二十六年に全面的に改められ、一般編と各教科編に分けて試案の形で公刊された。

この中では、四つの経験領域と教科時数、毛筆の国語学習一部として第四学年から課することができる。自由研究は発展的に解消、教科外の活動、道徳教育、健康教育などが目につく。

昭和二十七年（一九五二）四月、平和条約の発効により独立国としての地位を回復し、国民の自覚や内外の諸条件、殊に社会的要請の推移などに応じて、占領下に作成された学習指導要領に対し再検討の要が生じ、国民の間でも道徳教育が問題となり、地理・歴史教育の改善、児童・生徒の基礎学力向上などの問題であった。

この時期は我が国の産業経済が、戦後復興の域を脱して、技術革新を基軸とする高度成長の段階に移行する時であり、世界の視聴を集める飛躍的発展の中で、科学技術教育振興の緊要性が力説され、特に理科教育及び産業教育における必要施設の整備充実に対する要請が強くなってきた。

このような諸種の懸案の総合的解決を期して、三十三年には小・

中学校の新しい学習指導要領が、三十五年には高等学校の新しい学習指導要領が、それぞれ公示され、小学校は三十六年度から、中学校は三十七年度、高等学校は三十八年度から実施されることになった。

その基本方針としては、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、また児童・生徒の心身の発達段階と我が国の実情を考慮して改善が行われ、特に、独立国家の国民として正しい自覚をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の建設に努め、国際社会において真に信頼され尊敬されるような日本人の育成をめざすこととし、道徳の時間特設、基礎学力の充実を図るため国語、算数の内容再検討をし、授業時間をふやした。

なお、義務教育諸学校の教科書については、憲法に掲げる義務教育無償の原則から、昭和三十八年度以降年次計画をもって全国の義務教育諸学校児童生徒全員に対する完全給与実現の画期的施策が進められ、三十八年は小学校一年、三十九年は三年まで、四十年は五年まで、四十一年は六年まで、四十二年には中学一年、翌年は二年というように進められ、教科書の無償配布がなされていった。

昭和四十三年七月十一日、学校教育法施行規則の一部を改正し、小学校学習指導要領の全面改訂となり、人間形成における基礎的な能力の伸長、調和と統一ある教育課程の実現、児童の心身発達段階に即する有効、適切な基本的事項の精選、実態に即した適切な授業時数を定める年間標準時数などが、基本方針にあげられている。

改訂の主な点として、各教科、道徳及び特別教育活動の三領域に

よる編成、授業時間を「標準」とするなどで、各教科における目標の明確化、数学教育の現代化などが特色として挙げられる。

そして、その後の社会状況や学校教育の現状にかんがみ、学習指導要領の全面的改訂が行われ昭和五十二年七月二十三日に公示されたのである。

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成、教育内容を精選し、創造的能力の育成、ゆとりと充実した学校生活の実現、創意工夫を加えた学習指導など、その方針があげられ、各教科の内容には小・中・高の一貫性を図っている点が着目される。

こうして、移行措置の経過をへて、小学校は昭和五十五年度より中学校は昭和五十六年度より施行することになっている。

終戦後 昭和二十年八月十五日「終戦の大詔」と共に国内はいまだかつてない変化をもたらした。当時国体の護持が重視されたが、米軍の進駐占領下にあつて、従来の国家主義的軍国主義的教育施策はことごとく排除され、これにかわつて文化国家平和国家を目途とするものに改められ、米軍総司令部の命令により、戦時教育令は廃止、銃剣道その他の武道も禁止された。十二月には修身、地理、日本歴史の授業停止、教科の回収、これにより各学校で戦時教材削除のため教科書のその部分を墨でぬりつぶさせるということもあつた。

また、学校行事としての神社参拝や、学校に備えつけられた神棚の撤去なども、このころのことである。

昭和二十一年一月一日、天皇は年頭詔書を発し、「天皇人間宣言」

が行われ、新日本建設の方途を示された。明治以来学校に御真影が奉安されていたが、御真影も返還し、奉安殿も撤去することになった。

新日本の性格を決定する新日本国憲法が、この年十一月に公布され、平和・民主・文化国家としての性格はここに決定された。

昭和二十二年「教育基本法」「学校教育法」の公布、六・三制の実施、画一的な教育から、自主性を生かした民主教育が進められることになった。

また、教育行財政についても、行政の民主化を前提として一般地方行政と独立した自治組織とし、選挙に基づく教育委員会を市町村及び都道府県において教育に関する議決機関とした。別に委員会は教育長を選任し執行の責任者とした。

この機関は学校教育と社会教育を司り、学校の設置、廃止、管理、教育内容、人事財政の権限を持つなどの教育委員会制度の樹立をはかったのである。

滝川では昭和二十一年十二月、新学制実施準備協議会が設けられ六・三制への準備が進められ、終戦後の虚脱混乱の上に食糧事情の悪化にもかかわらず、新憲法の示すところの新日本建設は、国民教育の改造によって一步一步実現されるようになった。

昭和二十二年三月新教育に関して六・三制準備協議会が設けられ第一小学校に第一中学校を併置、第二小学校にその分校を置き、第三小学校に第二中学校を、第四小学校にその分校を置くこととした。

また、旧制滝川中学校及び滝川高等女学校にそれぞれ中学校を併置させることとし、五月一日いっせいに創立開校の運びとなった。

六・三制準備協議会は新制中学校の新設について、たびたび会合し協議を重ね、一校案、二校案と議論沸騰したが、ようやく二校案に決定し、一校は東裡に、一校は西二丁目に建設することとなった。

しかし、敷地買収に関して東裡の土地に困難をきたし、ついに第三小学校に隣接して一校を建てることになり、二十三年四月一日には、滝泉台分教場が設置された。

昭和二十三年四月、新制高等学校が発足し、旧制中学校、高等女学校が新制高校に転換した。この年七月教育委員会法が公布され、教育の地方分権と教育の独立が具現され、十月には北海道教育委員の選挙が行われ、ここに北海道教育委員会が発足したのである。

この年十一月働く青年のために、滝の川、幌倉に定時制（季節制）高等学校分校が設置され、滝川東高等学校の分校として開校された。

昭和二十五年、高等学校の再編成が実施され、生徒の通学区域を決定し東及び西の両高等学校とし、男女共学が実施され、滝川町市街は本通り並びに空知通りを境として、西と東に通学区域が定められた。

新制中学校の校舎建設は、年次計画が樹てられたが、財政切迫の中にあって起債のための裏付貯金勧奨など容易ならぬ苦心が重ねられ、昭和二十七年十一月には滝川町教育委員の選挙が行われ、教育委員会の発足をみた。

従来第一小学校滝泉台分校とし昭和二十三年設置された、滝川西小学校は、逐年児童数増加、校舎増築に迫られ、一方、第一小学校も児童数増加、教室不足、校舎増築といった状況であったので、新たに通学区域を検討、昭和三十一年四月一日創立した。

また、高校入学志望者が年ごとに増加しているにもかかわらず、狭き門は解消されず親たちの苦悩の種でもあり、商業都市としての要望などの中で、学校法人今野学園の献身的な努力により、私立としての認可を受け、昭和三十四年四月一日、私立滝川商業高等学校が創立された。

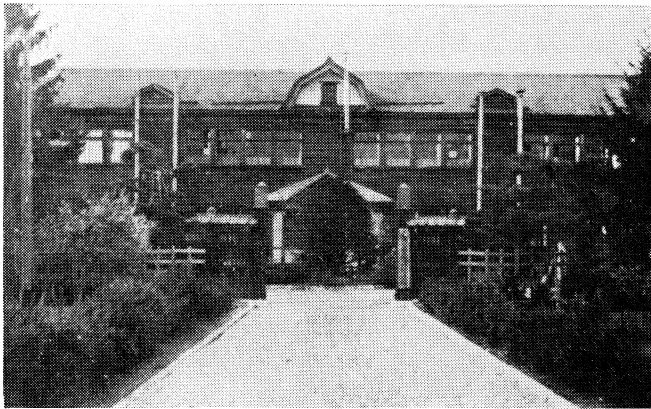
江部乙の学校概況

終戦後まもないころ、江部乙には明治二十七年十月開校。大正十四年四月校舎火災、同年十二月四日竣工、昭和九年五月二階建て校舎増築完成をみた北辰小学校、同二十八年四月低学年児童の通学不便困難により設置開校した北分校・南分校があり、大正四年四月一日、遠距離通学、北辰小学校の教室狭隘から創設し、昭和十六年三月末、東陽尋常小学校と改称の第二小学校、へき地教育の振興をめざし、昭和二十四年十一月一日独立認可、二十七年五月三十日落成の旭沢小学校の三小学校二分校であった。

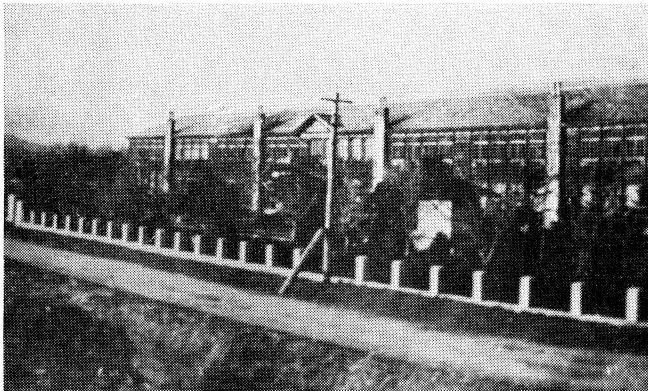
新制中学校の発足に伴い、昭和二十二年五月一日、北辰小学校二階建て校舎を仮校舎としてスタートし、二十四年八月二十五日、旧陸軍兵舎の払下げにより新築落成、当時としてはいち早く独立校舎をもった北辰中学校、開設時は北辰中学校東陽分校として東陽小学校に併置、二十四年四月一日独立した東陽中学校があった。

また、生産を高め理想農村建設をめざし、昭和十七年十二月開会の道議会で、江部乙村に農業学校設置の建議案が満場一致採択されながら戦争苛烈により実現に至らず、昭和二十一年三月三十日、村立北辰農業学校として設置許可を得、高等学校制度の改正により、昭和二十三年四月一日、江部乙農業高等学校と改称、定時制課程を併置、翌二十四年四月一日、全日制家庭課程設置により、同年七月二十四日、校名変更した北海道江部乙高等学校があった。

学校の動向 滝川中学校は昭和二十二年滝川高等学校に、そして二十五年四月には滝川西高等学校と改称、二十九年四月からは滝



北海道庁立滝川中学校



北海道庁立滝川高等女学校

川工業高等学校となり、滝川高等女学校は昭和二十三年滝川女子高等学校、二十五年四月には滝川東高等学校と改称、二十九年四月からは、滝川高等学校となった。

昭和三十四年九月には、滝川第一小学校新校舍鉄筋コンクリート三階建ての起工式が行われ、また、第一小学校の児童増と滝泉台分教場の増改築ということから、これを廃止して新たに西町に小学校一校設置となり、西小学校が昭和三十一年四月開校の運びとなり、さらに昭和五十三年四月には、東小学校が新設されるに至った。

一方、江陵中学校のマンモス化緩和策のため、昭和三十六年七月工事開始十一月完了して、昭和三十七年四月一日、開西中学校を設立した。

翌三十八年十一月二十八日、東栄小・中学校の新校舎が落成、四十五年四月一日より小中併置を分離してそれぞれ独立、昭和四十四年北辰中学校一二学級、東陽中学校三学級が名目統合し、四十五年十月九日、校舎落成により実質統合して江部乙中学校が新発足、昭和四十六年、滝川・江部乙両市町の合併後には、北辰小学校・同南分校・北分校そして東陽小学校を一枚にして、昭和五十年四月一日に滝川市立江部乙小学校が開校、また、かつての滝川商業高校は、昭和四十八年四月より滝川西高等学校となり、江部乙高等学校は、昭和五十三年四月より滝川北高等学校と改称した。

そして、今、江陵中学校は改築、昭和五十五年度までに、明苑中学校と東栄中学校の統合による新校舎が着々と建設さ

れ、多年念願した大学誘致も、国学院大学北海道女子短期大学設置の明るい見とおしに立つようになったのである。

第二節 小学校

滝川第一小学校（一の坂町西二丁目一番七〇号）

沿革の概要　明治二十二年から二十三年ごろにかけて、子弟の教育場としては、兵村各中隊に南小学校（現在の二小、現在滝工高前庭）、北小学校（現在の二小）の二校であったが、番外地、空知太、中島、新波止場の筋違い町に居住する民家の子弟は通学することを許されなかった。



旧 校 舎



一の坂移設当時

この時、市街地住民の一人である多田五市は、これを慨嘆し、明治二十三年有志の賛成と協力を得て、古川寅吉所有の家屋で、寺子屋式私設教育所を開いたが、住民の移動、入退の激しさ、維持困難となり、二十六年三月これを廃止している。

明治二十六年十一月十九日、公立空知尋常小学校が空知太三九〇番地（現在菱雄スタンド）に創立認可、二学級で一年から四年までを収容した。校舎は兵村の南小学校を買い受けたもので、その代金二〇〇〇円、校舎移築費三〇〇〇円、合計五〇〇〇円の建築費であった。

開校した当時は、年齢が一九歳の一年生もいたといわれ、また校舎の囲りには大木がたくさんあって、からすがいつも群れをなしていたことや、校舎が黒かったので「からす学校」と異名がついた。

・空知尋常高等小学校ヨリノ家庭注意事項

・学校教育ト家庭教育トハ極メテ大切ナル関係アルモノナレバ、常ニ連絡ヲ保チ其教導スル所互ニ相背馳セザルコト最モ必要ナレバ時々学校ヲ參觀シ又教師ト打合セテセラレタシ。

一、児童ハ往々学校ノ意ヲ誤リ伝フルモノナレバ仮令其言フ所ニ不満ノコトアルトモ児童ノ前デハ彼此非難セラルルコトナク直チニ学校ニ問合セラレタシ。

一、児童ハ始業十分前ニ昇校セシムベク若シ遅刻欠席早退等アルトキハ其旨口頭若シクハ書面ニテ届ケ出デラレタシ。

一、児童帰宅後適宜ノ時間復習セシメラルルハ望ム所ナレドモ他ノ人ニ就キ課業ヲ予習シ又ハ教授ヲ受クル等ハ教育上弊害アルモノナレバ注意セラレタシ。

一、学校ニハ玩具小説其他不用ノ物品殊ニ金銭ハ之ヲ携帯セシムヌヨウ注意アリタシ。

一、傘下駄被リ物其他携帯品ニハ一々姓名又ハ目印ヲ附セラレタシ

一、学校ニ於テ昼食ノ時間ニ外出ヲ許ストキハ種々ノ弊害アルヲ以テ午後ノ

授業アルトキハ必ず弁当ヲ携帯セシメラレタシ。

一、児童ノ服装ハ簡袖袴トシ男女共質素清潔ヲ旨トセラレタシ。

一、就学徽章ハ当支庁ノ規定ナレバ必ず之ヲ附セラレタシ。

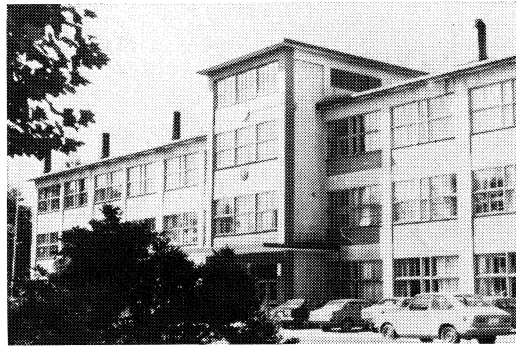
明治三十六年四月

空知尋常高等小学校

〈高畑利宜記録〉

その後、市街の発展に伴って児童数も増加、明治四十一年義務教育年限六カ年に延長したため、新校舎の問題がおこり、同年五月二十七日、滝川村字一の坂一一五番地に位置変更決定、四十二年十月

八日落成し、十二月九日移転、校名も公立滝川第一尋常高等小学校と改称した。



滝川第一小学校現校舎

なお、昭和十六年四月一日、公立滝川第一国民学校、昭和十二年五月一日、町立滝川第一小学校、昭和三十三年七月一日市制施行され滝川市立第一小学校となる。現校舎は昭和三十四年九月着工、三十九年二月二十日落成したものである。

分校・分離関係

大正七年四月十七日、第三小学校独立。昭和三十一年四月一日、西小学校独立。昭和五十三年四月一日、東小学校独立、校舎新築に伴い同年八月十九日開校式を行い児童四九七名移籍したので、本校の学級数二七学級、児童数一、〇二九名となる。なお、小学校卒業児童数は、一万三、九一〇名である(昭五四・三)。

学 制

(1) 公立空知尋常小学校時代 修業年限四カ年 自明治二六・一一・一九 至明治三一・三・三一

(2) 公立空知尋常高等小学校時代 同 六カ年 自明治四一・四・一

(3) 公立滝川第一尋常高等小学校時代 尋常科修業年限 六年 自明治三一・四・一 至明治三三・三・三一
高等科修業年限 二年 自明治三三・四・一 至明治四二・三・三一

(4) 公立滝川第一国民学校時代 初等科修業年限 六年 自大正八・四・一 至昭和一六・三・三一
高等科修業年限 二年 自大正八・四・一 至昭和一六・三・三一

(5) 町立・市立滝川第一小学校時代 修業年限 六年

校 章 (昭和三年四月十八日制定)



滝川第一小学校の「瀧」を圖案化して、大きく中心に置き、その周辺の輪は第一の「一」を表わし、さらにそれが円型であるのは、心身共にすこやかに成長する願いを表している。

そしてそれらが圖案化された桜の花の中に収められているのは、桜の花がもつ美しさが多くの人々に愛されるように「顕」をきそわず自分を見つめながら、美しく育てとの意味をもっている。

滝川第一小学校校歌 村上善彦作詞 奈良熊十郎作曲(昭和十八年十一月十九日制定)

一、広野豊けき 石符の その名も著き 滝川や
恵の幸に 感謝して 希望に燃ゆる 朝日かげ

二、拓北の偉業 いや高き 屯田民の いさおしを
 代々々に 受け継ぎて 護りて往かん 故里を
 三、永久に輝く 学舎に 朝な夕なに いそしみて
 教えのみちを 胸にしめ 平和の国を うちたてん

歴代校長

初代 山田 六郎	明治六・二・六	二代 工藤 謙次	明治三・五・六
三代 沼宮内 秀実	〃 三・三・一	四代 竹内 善吉	〃 三・六・三
五代 吉田 多里	〃 三・六・六	六代 伝法 金作	〃 三・八・三
七代 石井 末之助	〃 三・五・八	八代 一ノ瀬運次郎	〃 三・二・四
九代 越田 太郎	〃 三・三・八	〇代 鈴木 鴻	〃 三・九・九
二代 石田 磊三	大正四・八・三	三代 黒田 晏	大正六・六・七
三代 諸留 源助	〃 七・〇・六	四代 駒嶺 末次郎	〃 八・三・六
五代 伊沢 豊久	〃 一〇・〇・四	六代 三ツ谷 三蔵	〃 一三・〇・七
七代 大森 市三	〃 一五・七・三	八代 井上 森太郎	昭和三・四・〇
九代 高橋 種三郎	昭和八・三・三	〇代 大森 市三	〃 一三・九・三
三代 藤本 才助	〃 一七・〇・五	三代 佐々木久五郎	〃 一六・七・三
三代 佐久間 貞江	〃 三・五・一	〇代 豊田 由太郎	〃 二四・七・三
三代 宮田 秀男	〃 三・〇・一	二六代 富樫 常吉	〃 三三・五・一
三代 岡本 義雄	〃 三・二・〇	六代 寒河江 竜蔵	〃 三三・二・〇
元代 斉藤 匡倫	〃 三・四・一	〇代 森田 光雄	〃 三三・四・一
三代 伊藤 正通	〃 三・四・二	三代 斉藤 富男	〃 三三・九・一

・空知郡滝川尋常高等小学校生徒の躰方並に管理に関する規定

第一章 教室の整理及び生徒の整頓(第一条から第四条まで) 省略
 第二章 生徒の登校退散及び教室の出入(第五条から第十五条まで) 省略

省略

第三章 敬礼、容儀、言語、応対(第十六条から第三十一条まで) 一部抜すい

第二十七条 師に対する生徒の言葉遣いには、「じやいす」「いたします」「申します」「まいります」「ねがいます」「なざれます」等の語法を用うべし。

第一章 学校教育

第二十八条 生徒は已れを「わたくし」对方を「あなた」と言い他の姓を呼ぶときは「さん」と敬意を添うべし。

第二十九条 生徒は筒袖の衣服を着すべし、襟は正しく合わせ、帯は緩みなく腹の上に乗と、い後方にて必ず結ぶべし。巻帯はなすべからず、羽織の紐は短きものを付け必ず結び合わせたるべし、襟巻を用うべからず、病氣にて襟巻を用ふときは其旨届け出づべし。

第三十条 頭髪は男性は短く剪断し、女性は束髪若しくは銀杏返しに結び、飾には華美ならざるものを用うべし。

第三十一条 顔面、手掌等を汚し頭髪を散乱したるべからず、指趾の爪は常に短く剪みおくべし。

第四章 学習用品携帯品及び其取扱(第三十二条から第三十六条まで) 一部省略

第五章 清潔、衛生及び遊戯(第三十七条から第四十五条まで) 一部抜すい

第三十九条 過ちて便所を汚穢したるときは直ちに小使に告げ助力を得て掃除すべし、又汚穢されたるを見出したるときは直ちに小使いに報ずべし。

第四十四条 休憩時間中は教室に入るを得ず必ず遊戯場に出て活発に遊戯すべし。

△北海道教育雑誌第四号明治末ごろ▽

・ユニホームの赤線 第一小学校の運動選手が着るユニホームの赤線は、大正十一年スポーツ万能選手であった伊沢豊久校長の考案になる。

赴任以来、女子体位の向上に力を入れ、それには女性の服装改善にありとして黒地の新モスに腰と膝とにゴム紐を入れたパンツ、上は半袖シャツ、足はマラソン足袋を着用した。

当時、他校選手は運動会の華であったが、選手たちは長いズボンをはいたままであり、殊に女子は元禄袖の着物を着てバタバタ走る

者も多かった。

体育に精魂こめた校長は、校長室にミシンを持ち込んで、生徒の頼んでくるままに、一つ一つ型をとらず目見当で裁断し、またたき間に縫いあげてしまう。

女生徒の服装はたちまち一変し、運動会のシーズンともなれば、白地のユニホームに太く赤の一線を縫いつけてチームの目印とし、尋常科・高等科男女四組のリレー選手チームが、さっそうとした軽装で方々の他校選手競走に出場し、そのトップを行く赤の一線を入れた第一小はどこでも恐れをなさしめ、無敵の感があった。

特に女子の活躍は、どの学校でも観客を驚嘆させたもので、この体育服装はたちまち近隣に広がっていった。△そうらっぶち▽

滝川第一尋常高等小学校(大正2年4月1日現在)

備考	尋常科		高等科		空知太分教場		高等補習科		尋常補習科	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一年	四	三	六	三						
二年	四	三	四	三						
三年	四	三	三	三						
四年	六	六	二	二						
五年	六	六	二	二						
六年	六	六	二	二						
計	三三	二〇	二二	一五						
訓導六准訓一	三	二								
代一学級九	六	七								
訓導五	三	七								
学級四	二	二								
訓導三	二	二								
学級三	二	二								
訓導二	二	二								
学級二	二	二								
訓導一	二	二								
学級一	二	二								
計	三三	二〇	二二	一五						

<滝川町発展史>

滝川第二小学校 明治二十三年十二月五日、私立滝川南小学校と私立滝川北小学校が屯田兵幹部の努力によって創設され、もっぱ



旧校舎

ら屯田兵の子弟教育を旨とした。

同二十五年十一月三日、兵村會議の結果、この両校を合併して、二の坂現位置に校舎を新築し、私立滝川小学校と改称、明治二十八年一月十一日、公立学校として認可になり、公立滝川尋常高等小学校と改称し、修業年限尋常科、高等科各四カ年とした。

その後、校舎、屋内運動の増築により当時としては近隣にも稀な学校であった。

※前△滝川市史▽には「滝の川尋常高等小学校」とあるが、二小沿革誌並びに

当時の修業証書により△滝川尋常高等小学校▽と確認する。
しかし、明治三十一年九月二十五日、不幸全焼の憂き目に会い、一時第二大隊本部を仮教室として授業し、三十二年八月一日、新校舎(三二五坪、工費六、五〇〇円)が落成した。

なおこの間、明治三十一年七月二十七日、高等科の修業年限を二カ年とし、女子補習科二カ年を置き、農業補習学校修業年限三カ年を併置、三十二年六月十六日、女子補習科を廃止、七月十一日高等科の修業年限を四カ年に変更、農業補習学校は休校をしている。

明治四十二年十二月、義務教育の六カ年延長にともない、高等科

は全部第一小学校に通うことになり、本校は尋常科だけの学校となつて滝川第二尋常小学校と改称された。

滝川第二尋常小学校(大正2年4月1日現在)

学年	児童数		備考	
	男	女		
一年	二七	三二	訓導三	
二年	二一	一三		
三年	二二	二一		准訓二
四年	二二	二八		
五年	二六	三一		
六年	一四	二一		学級五
計	一三二	一四六	二七八	

場 教 分 倉 幌				
学年	児童数		備考	
	男	女		
一年	一六	二〇	准訓一	
二年	一〇	一〇		
三年	一五	一七		代用一
四年	一一	九		
五年	七八	八		
六年	七	九		学級二
計	五七	六三	二二〇	

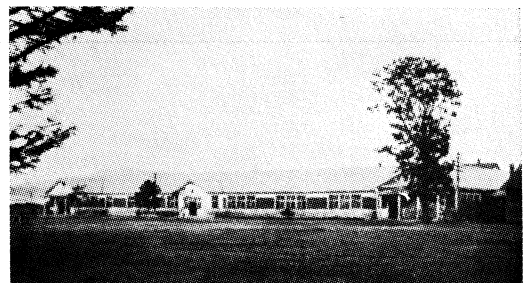
<滝川町発展史>

その後、大正五年五月一日、滝川農業補習学校を併置したが、大正八年三月、これを廃止することになった。

大正十二年八月、グラウンド狭隘のため校下父兄の協力を得て新しく造成、十四年十二月十五日には屋内運動場を増築した。

しかしながら校舎は、明治三十二年に建てられた古いものであったため、昭和十八年高等科再併置を機に、継続事業として校地の拡張と校舎改築に踏み切り、まず十九年新校舎の一部六教室が落成された。

終戦後、昭和二十二年四月一日、新学制の実施に伴い町立滝川第二小学校と改称、五月一日には滝川第一中学校分校を本校校舎内に置き一、二年を収容、三年数名は本校へ通学、二十三年一月一日右



前 校 舎



近代校舎、滝川第二小学校

分校は、滝川町立滝川第二中学校と改称し、小学校に併置されたが、二十六年三月三十一日、中学校は滝川第一中学校と併合し廃止した。
また、二十三年一月一日には、北海道立滝川女子高等学校滝川の川分校定時制課程を開校、二十七年四月二十七日滝川西高等学校に移設、廃止している。

校舎も昭和二十五年以来継続して増築されるようになり、昭和三十四年度末現在、校舎総建坪九〇八坪、校地一万八〇〇坪となる。

その後、屋体の老朽化により改築を要請、昭和四十六年十二月、グラウンド北側に落成。併せて校舎老朽化が認められ、昭和四十九年度より四カ年計画により全面新築が始められ、五十二年度に落成、鉄筋コンクリート一部三階建て、電気暖房の近代校舎に生まれかわった。普通教室二四、特殊学級一、特別教室

六、保健室一など床面積延べ五、〇九六平方メートル、総工費五億一、〇〇〇万円である。

校歌 石井庄司作詞 小松耕輔作曲 (昭和十五年十二月六日制定)

一、東空知の山高く

屯田兵のいさおしを

これ我が校のある所

二、高きのぞみは山のごと

教えのみ旨かしこみて

これ我が校のゆく所

清き心は川のごと

ほまれはしるき第二校

西に石狩川清く

世々に伝うる滝の川

校章 (昭和十一年二月一日制定)

校章の由来



外廓の桜は我が国民性を表わし、ローマ字T字をもって郷土滝川の意を示す。また雄蕊に剣をもって屯田兵移住の歴史あるを語り、中央の二は第二の二であり同時に和の精神を意味している。

歴代校長

初代 下野 熊太郎	明六・一 二六・〇	二代 岡藤 崎太郎	明六・〇 三三・〇
三代 工藤 謙次	三三・〇 三三・四	四代 伝法 金作	三三・二 三五・五
五代 下野 熊太郎	四〇・二 四〇・三	六代 前 和実	四三・三 四三・三
七代 高橋 種三郎	四三・三 五二・八	八代 菅原 武彦	五二・二 五二・二
九代 並川 栄	五二・二 五二・二	一〇代 宮武 丑三郎	五二・二 五二・二
二代 松本 三千樹	五二・二 五二・二	三代 十河 与太郎	五二・二 五二・二
三代 竹原 徳太郎	五二・二 五二・二	四代 見沢 登	五二・二 五二・二



冬の北辰小学校

五代 石黒 正信	昭三・三 四四・四	一六代 矢島 亀麿	昭七・五 三五・五
七代 森林 二郎	三三・三 四四・五	一八代 遠藤 秀雄	三三・三 四四・五
九代 浅水 恭太郎	三三・三 四四・四	二〇代 山田 武雄	三三・三 四四・四
三代 平野 計夫	三三・三 四四・四	三代 江良 俊雄	三三・三 四四・四
三代 高田 富勝	三三・三 四四・四		

・卒業生 八五回(昭五四・三・二〇)五、八四二名

江部乙小学校(滝川市江部乙町一四二番地の一)

北辰小学校の沿革 明治二十七年七月十六日、陸軍省建設に

よる校舎に仮教室を設置し、翌十七日学級編成して十八日より授業を開始、九月十一日学校設立出願、十月十二日付「滝川北尋常高等小学校」として認可を得佐藤運吉訓導兼校長に任命され、十一月二十四日開校式を挙行した。明治二十九年十二月十一日「北辰尋常高等小学校」と改称、三十七年八月三日校舎改築、九月二日落成式を行った。

しかるに大正十四年四月八日校舎を焼失、十一月十七日新校舎落成、昭和九年五月二十七日増築落成した。

この間、大正十五年二月十八日江



北辰小学校章

部乙女学校を併設、七月一日には北辰青年訓練所を併置、昭和十年九月一日北辰青年学校と改称、戦後廃止になるまで多くの卒業生を出している。

昭和十六年、北辰国民学校と改称したが、終戦後六・三制の実施により初等科は北辰小学校となり、高等科と青年学校の普通科本科一年は北辰中学校として四月一日本校に併置したが、二十二年五月一日独立し、校舎落成と共に分離した。

以来北辰小学校は、六十周年、七十周年と記念行事を重ね、昭和四十九年度をもって閉校、八十年の校史を閉じ、新設江部乙小学校に統合することになった。

・北辰小南分校 昭和二十八年四月二日開校、六月七日落成、五十年三月三十一日閉校

・北辰小学校北分校 昭和二十八年四月一日開校、六月七日落成、五十年三月三十一日閉校

歴代校長

初代 佐藤 運吉	明治二十二年	二代 岩谷 直次郎	明治二十九年
三代 小林 六郎	明治二十九年	四代 柿崎 五郎太	明治三十四年
五代 照井 吉次	明治三十四年	六代 一ノ瀬運次郎	大正五年
七代 前 和宴	大正五年	八代 永満 利八	大正九年
九代 高橋 種三郎	大正九年	二代 横山 富太郎	大正十三年
二代 小野 勘五郎	大正十三年	三代 河上 幸寿	昭和六年

第一章 学校教育

三代 長谷川 俊藏	昭和七年	四代 西山 昇一	昭和七年
三代 井山 順治	昭和七年	六代 小松 淳亮	昭和五年
二代 山崎 徳助	昭和四年	六代 畑山 喜久雄	昭和七年
五代 森田 守一	昭和四年	三代 松村 秀雄	昭和四年
三代 遠藤 秀雄	昭和三年	三代 中村 竝法	昭和三年

学校教育費

1 屯田兵現役時代の教育費 教育のことは戸長役場で諸経費を支弁し、その負担は住民がなすべきであったが、屯田兵は国の保護を受け兵農のことをするもので、村税を賦課する事ができなかった。

しかし、子弟の教育に要する費用であるので、その父兄が当然負担すべきであるという見地から、現役当時においても各戸から教育費として平等な額を徴収していたのであるが、校舎は既に建設官給されたので、その負担は教員給料、需要費、雑費、修繕費程度の少額なものであった。

当時、学校の基本財産として共有地以外に、約四十町歩の土地が官給され、これを「学田地」(現手島地区)といっている。

現役当時、各戸から集めた教育費は、中隊本部の将校を加えた学務委員の手によって経理され、その一部は滝川戸長役場において経理されたようになっていたものである。

明治二十九年五月、勅令をもって日清戦争の労を嘉賞され屯田兵各戸に対し、金三〇円宛御下賜になった。

北辰小学校学級数児童数の年度別一覧表

年 度	学級数	男	女	計	年 度	学級数	男	女	計		
明治	27	5	137	46	183	昭和	10	22	608	559	1,167
	28	5	152	50	202		11	24	602	559	1,161
	29	6	157	59	216		12	25	613	598	1,211
	30	6	140	60	200		13	24	614	639	1,253
	31	6	140	61	201		14	24	613	641	1,254
	32	6	186	90	276		15	24	597	630	1,227
	33	6	208	89	297		16	25	593	631	1,224
	34	6	184	91	275		17	25	625	619	1,244
	35	9	197	108	305		18	25	648	663	1,311
	36	7	230	142	372		19	25	673	671	1,374
	37	7	280	197	477		20	25	783	588	1,311
	38	9	290	215	505		21	26	732	685	1,417
	39	9	307	227	534		22	21	597	640	1,237
	40	10	304	257	561		23	23	628	641	1,269
	41	9	340	348	688		24	25	625	617	1,242
	42	11	359	290	649		25	24	682	581	1,263
	43	11	422	262	684		26	24	644	592	1,236
	44	12	407	333	740		27	23	625	582	1,207
	45	11	386	335	721		28	25	638	587	1,225
	大正	2	12	409	347		756	29	24	660	581
3		12	442	361	803	30	25	678	604	1,282	
4		12	398	291	689	31	26	693	636	1,329	
5		12	420	325	745	32	26	705	641	1,346	
6		13	427	320	747	33	27	752	656	1,408	
7		14	433	340	773	34	27	696	639	1,335	
8		14	401	329	730	35	24	607	583	1,190	
9		14	412	340	752	36	22	556	531	1,087	
10		14	401	350	751	37	21	483	485	968	
11		14	446	401	847	38	22	429	462	891	
12		14	444	376	820	39	21	365	438	799	
13		15	504	467	971	40	20	345	395	740	
14		15	463	439	902	41	19	341	351	692	
15		16	479	493	972	42	19	315	339	654	
昭和		2	17	517	533	1,050	43	19	304	329	633
	3	17	515	513	1,028	44	19	302	317	619	
	4	17	537	527	1,064	45	17	307	299	606	
	5	17	547	513	1,060	46	18	308	298	606	
	6	17	555	504	1,059	47	17	290	295	585	
	7	17	571	515	1,086	48	16	286	263	549	
	8	19	596	554	1,150	49	17	278	269	547	
	9	21	625	582	1,207						

そこで、中隊幹部は永遠に聖旨を奉戴し、これに報いる意図のもとに、御下賜金の内、金一五円を抛出して教育基本財産として積み立てた。その金額は六、〇〇〇円で、これを学田地の運営と共に、学務委員において経理・運用を計り、その利殖を教育費に充当したのである。

2 現役満了後の教育費 現役当時は、学務委員が、教育費に関する事務にあたっていたが、現役満期とともに、兵村行政も一般自治体行政と同様になり、税の負担もするようになり、教育費も戸長役場にその経理を移管することとなった。

明治三十五年に至り、学田地は特に申合せをもって、南北組合連合会の経営に移し、積立金六、〇〇〇円は滝川戸長役場に移管し教育費の一切は戸長役場の負担するところとなった。

その後、学田地は、屯田兵土地給与規則の廃止と共に、部落有財産となり、さらに分村後は村有財産に寄付されたが、一時組合が貸付を受け利用していた。

大正十五年これを返還し、後村有地の一部売却の際、分割して小作人に売却され、また、基本金に積み立てられた金六、〇〇〇円は、明治三十七年、北辰小学校校舎改築の際、その資金に充当費消した。

3 授業料について 教育費の一部に充当するため、明治三十三年以降小学校でも授業料を徴収していたが、昭和二十二年、六・三制義務教育の実施に及んで全免された。

なお、この授業料は満洲事変ぼっ発以来、太平洋戦争終局に至る

間応召軍人家族の子弟については、免除措置がとられていた。

明治三十三年 尋常科・高等科 共月四銭

同三十四年 尋常科 月六銭、高等科 月一〇銭

同四十一年 高等科のみ 月二〇銭

同四十二年 (分村) 高等科のみ 月一〇銭

昭和 六年 (以下高等科のみ) 月七〇銭

同十三年 月五〇銭 同二十一年 月一円

同二十二年 月二円

・北辰小学校の校舎火災

大正十四年四月八日の午後一時ごろ、校舎南側の一教室屋根から出火し、約一時間で全校舎七八坪を焼失した。原因は掃除中、児童が紙屑をストーブに投げ込んだものが煤煙と一しよに、おりから融雪期で全く乾燥していた屋根に落下し燃えうつったためである。

火災は余りの短時間であったため、ほとんど校具・教具の搬出ができずその損害は約九万円であったが、授業もだいたい終わり低学年児童が下校の午後の出火であったので児童・職員の死傷がなかったことは喜ぶべきことである。

火災の状況は実に物凄く、風下の民家に火の粉をかぶること夥しく、直径四、五寸もある焼けた木片が、十四丁目あたりまでも飛んで、小火を起こしたことによっても、そのありさまが想像される。

校舎の全焼により、直ちにその善後策について議をねり、教育は一日もゆるがせにできないので、仮校舎の設置と新築大要計画を議定して、公会堂に尋一、尋二の男女、専覚寺に尋三男女、専光寺に尋四男女、天理教北陽宣教場に尋五男女、光明寺に尋六男女、神社

△江部乙町史▽

拝殿には高一男、真宗興正寺派説教場に高一女、真言宗説教所に高二男女を分割収容することとし、四月九日それぞれの準備を完了して、翌十日より仮教室での授業を開始したのである。

・私立石丸教育所―武田順匡・中村一馬談―

現江部乙農協の場所に、明治の終わりがころから昭和十二、三年ごろまで④石丸呉服店があり、呉服物の他に食料品などを売っていた。

その石丸呉服店(店主石丸由五郎)が滝川、江部乙、赤平にわたる山一带を、⑦農場とし明治末期に開拓した。

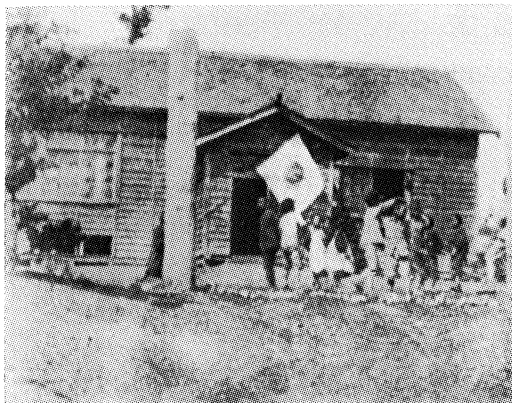
⑧農場には約二十戸、その周辺には、谷口農場、角八農場、今井農場があり、これら小作民の子弟の教育の場として、私立石丸教育所が建てられた。

間口三間、奥行四間の家屋を教室に、吉田惣藏を教師とし、午前中授業をし、午後耕作をした。

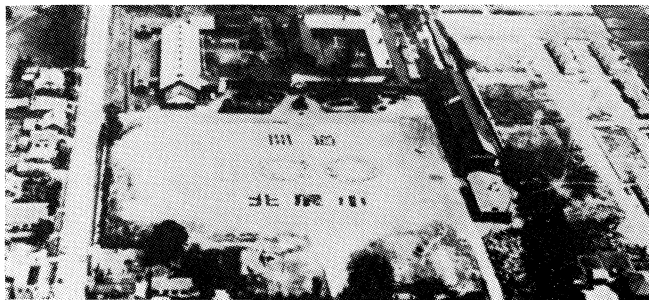
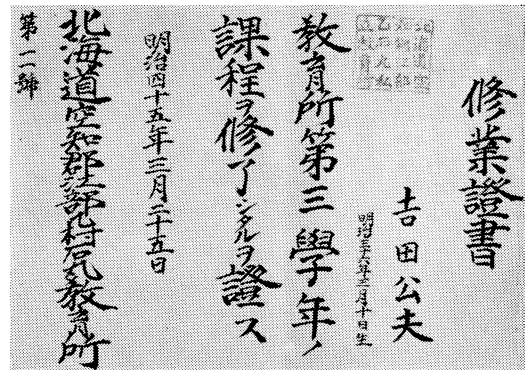
一年から四年までの単級複々式、座机は自己持ち込みの寺子屋式の授業で、読み方、書き方、算術を教えた。また、夜学で青年たちにもそろばんを教えていたということである。

場所は、滝川・江部乙・赤平の三差点の近くにあり、農場主が何分の助成をし、児童は授業料を出して、教師の生活にあて、年齢はまちまちであったが、大正九年三月まで約十カ年にわたって教育所は続けられた。

第一次世界大戦後の不景気で、土地を離れるものが出て、僅かの間に小作人は雪崩のように立ち去り、教師もいなくなり廃所となった。



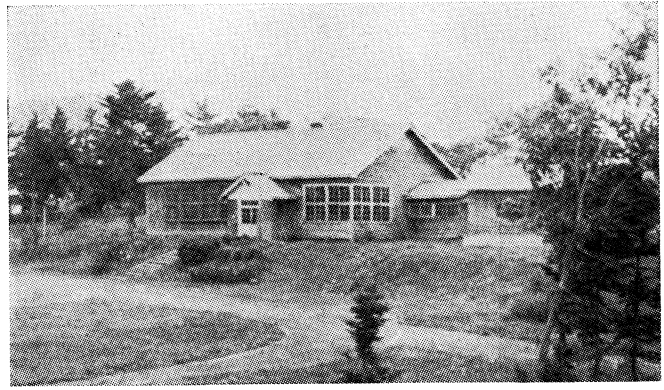
熊の沢分教場(昭和3年)



開道100年航空写真(昭43年6月)

そのためこの地区の子弟は、下の北辰小学校に通学するようになったが、道路は雨が降ると泥道で膝まで没する状態、また定まった道でないのに、道をまちがえるところどこへ行くかわからなくなる道であった。

そのうち、子弟の中には体力的な負担にも耐えられない者、



旭沢小学校

衛生や食糧にも関係あつたであらうが結核や心臓の患者が多く出てきたので、父兄は通学させられないと学校設置問題が持ちあがり、村当局との交渉が始められた。

このような経過を経て、大正九年六月十日待望の熊之沢分教場（四年まで在籍三二名）が開校したのである。

・北辰校歌（旧校歌の記憶口誦による）
清く永遠なる石狩の
流れに父の生をくみ
映ある歴史の学舎は
我が北辰に 栄あれ

・北辰小学校々歌 細田義行作詞

加藤愼三作曲

一、りんごの花がほほえんで

大きく伸びよとよんでいる

あのよび声を友として

強く明るく美しく

学びましようよ北辰の

良い子のぼくたちわたしたち

三、空行く雲が少年の

楽しいあこがれのせている

あの輝きを友として

強く明るく美しく

第一章 学校教育

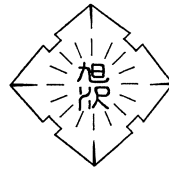
進みましようよ北辰の

良い子のぼくたちわたしたち

旭沢小学校（滝川市江部乙町四〇九二番地）

大正四年と五年に、滝川種羊場用地の一部分に小作人が入地開拓することになり、一集落を形成するに至った。

往年は熊の出没が多く「熊の沢」とよばれた地区で、北辰小学校の通学区域であったが、二里余りも隔たっており、加えて悪路のため低学年の通学はまことに困難、冬の吹雪の時など見るに忍びない状態であった。



旭沢小学校章

加えて就学児童も増加、関係住民は共同出費して、校舎建築寄付することとし分教場設置を願ひ出た。

村長及び議会もまたその必要を認め、学校敷地とし種羊場用地の使用を願ひ、貸与を受けて大正九年四月起工し、同年六月十日、竣工落成したので熊之沢分教場と称え、当時の尋常科四年以下の児童を就学させたのである。

昭和十六年地名変更と共に、旭沢分教場と改称、僻地教育振興と熱望のもと、昭和二十四年十一月一日より「旭沢小学校」とし独立認可され、新発足したが、四十七年三月三十一日には廃校となる。昭和二十六年十月、新校舎工事着工、翌二十七年五月三十日落成し、木造平家建て六〇坪の校舎ができ、校長住宅も建築された。

歴代校長

初代 野口正利

昭四二・二一
昭三三・四一
昭二四・三六

二代 金戸孝之

昭四四・四一
昭三三・四一
昭二四・三六

三代 柴田重雄

昭三三・四一
昭二四・三六
昭一五・二一

四代 谷口外江

昭四二・二一
昭三三・四一
昭二四・三六

- 五代 根津幸男 昭〇・二・一 〃〃〃〃・一・一五
- 七代 森 秀夫 〃〃〃〃・四・一 〃〃〃〃・三・三

開校時児童三二名、卒業生二五五名

- 旭沢小学校校歌 成田徳男作詞 森本幹夫作曲
- 一、石狩川の真東に
- 丘越え来れば水清く
- リンゴの光澄むところ
- ここに元気な私達
- 旭沢 ああ 旭沢小学校
- 二、山ふところに抱かれて
- すくすく育つ私達
- 仲よくみんな輪になれば
- イルムケップに陽は昇る
- 旭沢 ああ 旭沢小学校

東陽小学校

大正四年九月五日、江部乙第二小学校として開校式を挙行、同校通学区内の石川団体は僻地にて、通学上非常に不便であったため、大正七年十一月十日石川団体分教場を開場、その後、同地区居住民の多くが他に移住、人口漸次減少し、児童の数も少なくなり、昭和二年三月三十一日これを廃止した。



石川団地分教場跡

本校校舎は、大正四年八月工費三千八百余円で竣工したのであるが、昭和四年七月校舎増築落成。昭和十三年児童の漸増と保健体育上の考慮並びに青年学校生徒の冬期間教練指導上からも、屋内体育場建設の議が決定し、同年十二月二日竣工をみた。この建坪は、屋内体操場六〇坪の他、附属建物二一坪六合であった。



東陽小学校章



東陽小学校

て、その工費は七、四二三円であった。

昭和十六年三月三十一日付東陽尋常小学校と改称、同年四月一日東陽国民学校となる。

昭和二十二年五月北辰中学校東陽分校を併置

二十四年四月一日、東陽中学校が

開校、四十五年十一月一日、中学

校は、実質統合となり江部乙中学

校新校舎に移転した。

なお、昭和五十年三月三十一日、学校統合により閉校となる。

歴代校長

- 初代 井上 森太郎 大正四・五・二 〃〃〃〃・六・〇・一
- 二代 河本 宇吉 〃〃〃〃・五・〇・一 〃〃〃〃・五・五・五
- 三代 三好 英三 昭和二・三・五 〃〃〃〃・二・五・五
- 四代 滝本 薫 〃〃〃〃・三・三・〇 〃〃〃〃・三・三・三
- 五代 長井 利夫 〃〃〃〃・三・五・三 〃〃〃〃・一・〇・三
- 六代 長谷 登 〃〃〃〃・一・七・〇・三 〃〃〃〃・一・八・三・三
- 八代 岡本 補佐夫 〃〃〃〃・三・七・四・一 〃〃〃〃・三・四・四・三
- 二代 奥山 四郎 〃〃〃〃・三・六・四・一 〃〃〃〃・四・四・一
- 三代 久保田 博 〃〃〃〃・四・四・一 〃〃〃〃・四・四・一
- 七代 増田 久一 昭和六・七・三 〃〃〃〃・二・五・一
- 九代 石栗 清 〃〃〃〃・三・五・一 〃〃〃〃・三・五・一
- 二代 森田 実 〃〃〃〃・四・四・一 〃〃〃〃・四・四・一
- 三代 奈良 武義 〃〃〃〃・五・三・三 〃〃〃〃・五・三・三

・卒業回数六〇回、卒業生総数一、三八〇名

一、東陽小学校校歌 岡本補佐夫作詞 森本幹夫作曲

一、イルムケツプの峰晴れて

リンゴ花咲く丘つづき

その名輝く学び舎に

心清らに励みゆく

我等は東陽小学生

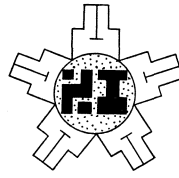
三、高き理想を胸にして

若き日本の明日を負い

希望湧き立つ学び舎に

強く明るく進みゆく

我等の行く手に光あり



江部乙小学校章

江部乙小学校創立の経過

旧北辰小学校は建

築後五〇年を経て老朽化し、南・北両分校、東陽

小学校もまた改築の必要に迫られていた。その

上過疎化現象も伴い各校とも児童数が減少しつ

つあるところから、江部乙町時代

からの懸案事項として、校舎改築

を機に適正規模の学校における教

育をとということから、江部乙地区

一校としての統合問題があった。

統合新築についての気運は、昭

和四十六年秋から高まり、四校の

P.T.A三役間の話し合い、市教委

との話し合いから発展し、地域的

な各校下代表による統合問題検討

委員会(委員長北辰小P.T.A会長森井正之)が設立され基本的事項について地域の意見を集約し、市と交渉することになった。

統合問題検討委員会における大きな問題点は、新設校の位置と、

通学方法であったが、最終的には将来を見通した教育的見地から、

市教委の決断により現位置(滝川市江部乙町東一三丁目一、四二三番地の一)

に決定、遠距離通学児童については、スクールバス二台を使用する

ことになった。

昭和四十七年五月から自衛隊による整地工事を開始、四十八年度

第一期工事、四十九年度第二・三期の工事を進め、四十九年度末に

は第三期工事の屋体一部を残して使用可能となり、昭和五十年三月

二十五日から吹雪についての各校P.T.A会員延三百余名、三日間に

わたる奉仕による移転作業で、四月一日開校の運びとなった。

初代校長 森谷 秀夫 (昭和五〇・一
〇・二 現在)

校章 統合された三校、北辰の星と、東陽の光と、旭沢の旭光を

基本の意匠に抽象化したもので、理想とする人間像を健康、思考、

情操、実践、連帯の五条に求め、郷土愛とその発展を五陵に合わせ

表現している(五十年四月制定、図案制作 浅利五郎)。

・江部乙小学校校歌 椿 邦男作詞 森本幹夫作曲(昭和五十年四月九日制

定)

一、東の丘に光みち 明るい声が あふれてる

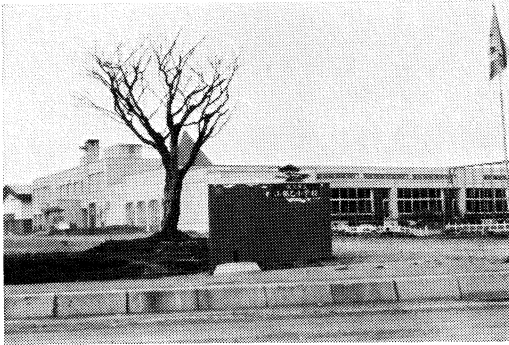
みんなぞ知恵を 出し合って 大きく伸びる

よい子達 ああ進みゆく 江部乙小学校

二、りんごの花に風そよぎ 楽しい歌を うたってる

みんなの肩を 寄せ合って 仲よく歩む

よい子達 ああ麗しい 江部乙小学校



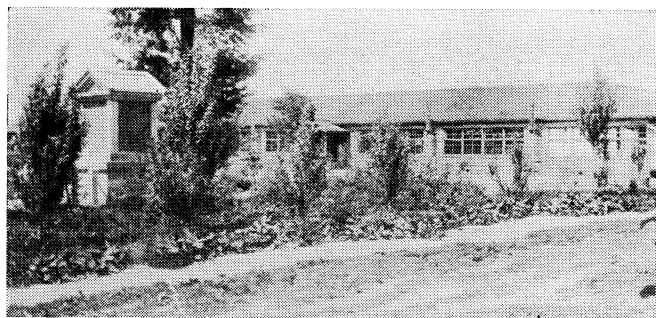
江部乙小学校

三、暑寒の山に夕日映え 希望の鐘が 鳴りわたる
 強い心を 育ぐくみて 理想を目ざす
 よい子達 ああ栄えあれ 江部乙小学校

滝川第三小学校

明治四十一年五月二十七日、公立空知尋常高等小学校が一の坂（今の第一小学校のところに）に移転することとなり、今までの校舎は同校の分教場として置くことになった。

同四十二年十二月九日、空知尋常高等小学校は滝川第一尋常高等小学校となり、旧校舎は空知太分教場（三学級一八二名）として（今の明神町二丁目一番と二番、ホテルスエヒロとナカジマのところ）残された。これ



滝川第三尋常小学校



昭和11年完成の校舎

が第三小学校の前身である。

大正六年九月十九日、市街地の発展に伴い分教場を独立させるための校舎建設が認可され、大正七年一月十三日新校舎の職員室及び五教室が（今の栄町一丁目五番東側）完成し、同年四月十九日、滝川第三尋常小学校として、八学級、五教室の二部教授で発足、その後校舎を増築、大正十三年には一三学級児童数七七〇を数えるほどになった。

大正十五年七月一日、滝川第三青年訓練所設置、昭和五年九月、馬市場（今の三小のところに）がランドがつくられ、同七年国土緑化運動の一環として、第一、第三小学校保護会の手により学校林を設置、児童の勤労精神涵養をねらいとし、高等科児童の手で維持管理された。

昭和十年十月、校地がせまく、校舎の老朽化が激しく移転が認められ、翌十一年九月三十日新校舎が完成、十月二十六日移転した。

昭和十六年四月一日、滝川第三国民学校、十八年四月、高等科併置、二十二年四月一日、六・三制施行に伴い、滝川町立滝川第三小学校と改める。

同年五月、新制滝川第二中学校（今の明苑中学校）を第三小学校に設けたので、二部授業となったが、二十四年八月、第三中学校の独立校舎ができ、二部授業解消される。

昭和三十二年四月一日、一小、三小、西小の通学区変更、翌三十三年七月一日、滝川市制施行により滝川市立滝川第三小学校と改称する。

昭和四十二年十月十一日、新校舎新築第一期工事着工、四十三年六月二十九日第二期、四十四年七月八日第三期工事に着工、四十五

学級数・在籍数・卒業生数概要

年 度	学級数	在籍児童数	卒業生数
大正 7	9	505	57
12	13	786	127
昭和 3	13	767	128
8	12	747	128
13	14	828	131
18	20	1,130	157
23	22	1,108	185
28	25	1,277	229
33	26	1,362	235
38	21	899	189
43	20 (特1)	753 (特7)	115
48	22	865	131
53	19 (言2)	707 (言24)	96
卒業総数	(昭54. 3 現在)		9,055
昭和54年度の状況			
児童数731名 学級数21(含言語2学級)			
教職員数37名			
校地面積 11,762㎡			
校舎総面積 4,690㎡			
・昭和40年から特殊学級開設 44年閉鎖			
・昭和51年から言語治療教室開設			

滝川第三小学校言語治療教室(通称「ことばの教室」)

文部省初等中等教育局長通達に、言語障害者について「聾・難聴・小児まひによる肢体不自由・精神薄弱などに伴って生ずる言語障害を有する者は、その障害の性質及び程度に応じて聾学校若しくは養護



雪中運動会



女子もがんばる騎馬戦

学校又は難聴者・肢体不自由者若しくは精神薄弱者のための特殊学級において教育すること。その他の言語障害者は、その障害の性質及び程度に応じてその者のための特殊学級において教育するか又は通常の学級において教育すること」とあり、言語治療教室は「その他の……」に属する者のための「通級制」の学級である。

言語治療教室は、ことばの障害の改善と社会適応のための援助、早期発見・早期治療をはかり、ことばの教育相談による家庭指導と検査、また、家庭を中心とする障害児をとりまく人々への指導と啓蒙、医療機関との連携による医事処置の依頼などを役割とする。

普通学級や一般の障害児学級との違いやしくみとして、障害の除去又は改善のために、週の定められた時間だけ通級して、ことばの治療指導を受け、ことばの問題は性質・程度・原因が子供個々に違うので、治療の方針・方法・修了の時期も個々異なっている。原則として個別指導で保護者が付添っての通級とし、親に対する指導相

談もあわせ行う。通級して指導を受けることができるのは、ことばに障害をもつ子供で、ことばの教育相談をして入級を決めることになっていく。

教室のあゆみ 昭和四十八年九月、言語治療教室設置の要望高まり、四十九年四月七日、「滝川地区言語障害児をもつ親の会」結成され市当局へ数度にわたり要請、五十年三月十日、定例市議会において、昭和五十一年度開設を目的に、準備が進められることになり、五十年八月二十五日、中空知助役会においては、滝川独自で開設することとなり、昭和五十一年二月、第三小学校校舎一階に普通教室二教室分を治療教室に改造のため工事着工、四月四日完了をみた。

昭和五十一年四月一日、滝川市立滝川第三小学校言語治療教室、二学級三定員認可、四月三十日開級式を行う。同年十一月十五日幼児通級開始。五十二年四月一日幼児担当者一名派遣さる。五十三年六月二十三日、第一回「ことばの誕生会」一八名修了児を送る。

昭和五十四年四月一日、幼児担当者転任につき欠員、十二月一日後任派遣される。

年度入退修了状況

昭和51年度 2学級3定員

	幼 児							小 学 生							中学生		合 計
	1歳	2	3	4	5	6	計	1年	2	3	4	5	6	計		計	
入室	1	2	4	6	10	2	25	11	1	1	3	4	1	21			46
退室					1 (3)		1 (3)	1		1			(1)	2 (1)			3 (4)
修了								1			1	1		3			3

※（ ）内は進学継続

昭和52年度 2学級3定員 幼児担当者 1学級1定員

	幼 児							小 学 生							中学生		合 計
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計		計	
入室				4	2		6	10						10			16
退室				1	(6)	1 (1)	2 (2)	1	1				1	3			5 (7)
修了		1	1	2	2		6	2						2	4		10

昭和53年度

2学級3定員

幼児担当者 1学級1定員

	幼 児							小 学 生						中学生	合 計	
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計		計
入 室		2	2	7	3		14	4		1				5		19
退 室					3 (6)	3	6 (3)	2	4	1				7		13
修 了		1		1	1		3	3	5	2	1		2	13		16

第九編 教 育

昭和54年度

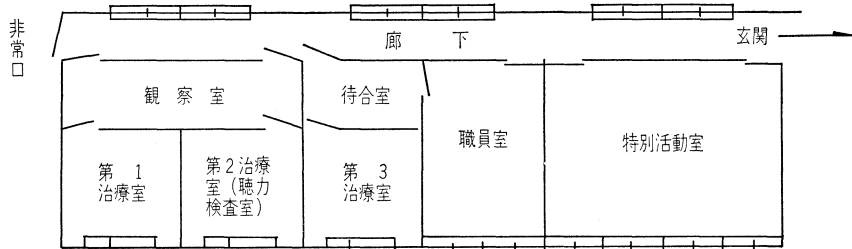
2学級3定員

幼児担当者 1学級1定員 (55. 2. 5 現在)

	幼 児							小 学 生						中学生	合 計	
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計		計
入 室		2	1			1	4	7						7		11
退 室																
修 了					1	1	2	5		1				6		8

野むめ宅の納屋を借受け寺子屋式の教育を始めたのがその起源で、人々は「六戸のお寺」「六戸の学校」と呼んでいた。

明治四十年四月一日、滝川町字



教室配置

・教室状況

各治療室（防音施設、電気ヒーター）第一・二治療室（マジックミラー、隠しマイク付）観察室（スピーカー、ヘッドホン付）。

東栄小学校（滝川市東滝川三八九一）

沿革の概要 明治三十六年、下幌倉に内野むめほか五戸の入り地によって開拓の始まった現東滝川で、毎日仕事に追われるうちに、せめて子供たちに「読み」「書き」「そろばん」を教えておきたいと、六戸の人々の願いから、明治三十七年大谷派の僧侶平田教信を教師とし、内



滝川第四尋常小学校



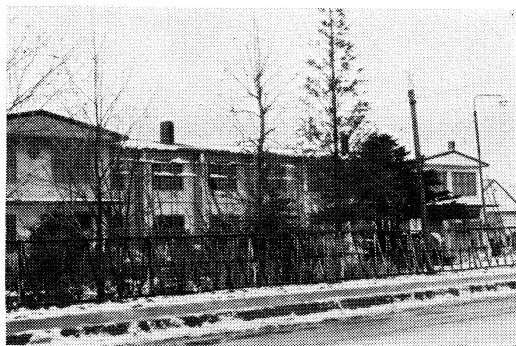
昭和12年建設の校舎

下幌倉三八三番地に幌倉特別教授所を開設、翌四十一年六月十六日、滝川尋常高等小学校幌倉分教場となり、幌倉三八〇番地六、七五五坪を小林農場から寄付を受け小校舎を建築、佐古文五郎、カツ夫妻を迎え授業を開始、同四十二年十二月九日、滝川第二尋常小学校幌倉分教場と改称した。
大正十一年四月一日、滝川第四尋常小学校として独立し初代校長に牟田末雄を迎え、三学級編成で出発、十四年十二月五日、校舎改築落成祝賀会を行う。

昭和十二年九月四日、旧校舎を取りこわし新校舎落成、六学級となる。同十六年四月一日、国民学校令施行により滝川第四国民学校と校名変更、十七年四月一日には高等科を併置するようになった。

昭和二十二年四月一日、学制改革により滝川第四小学校となり、同年五月二十一日には滝川第二中学校（明苑中学校）分校を併置、翌二十三年一月一日分校を廃止して、滝川第四中学校として独立した。

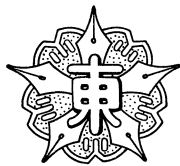
また、同年十一月一日には、滝川東高等学校幌倉分校が併置され、昭和四十一年三月三十一日に廃校となっている。



東栄小学校

昭和二十七年四月一日東栄小学校と改称、三十六年五月改築学校用地東滝川三八九番地に決定同年十二月十七日着工三十八年十一月二十八日、新校舎の落成をみた。
昭和四十五年四月一日、小中併置校が分離それぞれ独立校となり、同一校舎使用の併設校として小学校六学級、中学校三学級となる。

昭和五十二年九月十日、開校七十周年記念式典を挙行、東栄中学校は三十周年記念式典を行った。



東栄小学校章

十周年記念式典を挙行、東栄中学校は三十周年記念式典を行った。
校章（昭和二十七年四月制定）
中央の東は東栄の校名。ペンは文化日本を創り出すこどもたちの未来を現し、桜は平和を象徴すると共に文化の華が見事に咲き香る姿を表現している。―考案者白鳥友二郎―

校名変更 昭和二十二年四月、六・三制が実施されることになり「滝川の市の東方弥栄の学校」という心で東栄とし、東栄中学校が五月から誕生、その結果、一つの校舎の中に、滝川東高等学校幌倉分校、東栄中学校、滝川第四小学校と三つ学校が存在することとなり昭和二十七年四月より第四小学校を東栄小学校としたのである。

歴代校長

初代	牟田 末雄	大正二・四・七	二代	田中 秀次郎	大正四・三・三
三代	北村 正次	昭和五・三・三	四代	斉藤 慶男	昭和七・四・二
五代	深沢 一	〃 〇・四・三	六代	東藤 永太郎	〃 一五・八・三
七代	滝川 静夫	〃 一六・九・三	八代	富田 勝司	〃 三〇・三・五
九代	奈良 熊十郎	〃 三三・〇・三	〇代	国兼 昇	〃 二七・五・一
二代	北向 与八	〃 三三・五・六	三代	中村 修	〃 三三・五・一
三代	高橋 義実	〃 三六・六・一	四代	内田 清松	〃 四三・四・一
五代	野崎 幸雄	〃 四〇・〇・五	六代	丸山 次男	〃 四三・四・一
七代	高橋 健	〃 四三・四・二	八代	伊藤 正通	〃 四三・四・一

・卒業生総数二、一〇六名(昭五四・三)

西小学校 (滝川市西町六丁目七番)

沿革の概要 昭和十六年創業した滝川化学(旧人石)によって、滝泉台は従業員社宅を中心に人口が激増し、第一小学校通学の遠距離などの条件とあいまって、分校設置の要望がたかまってきた。



西小学校

たまたま、人石青年学校が閉鎖され、同校舎が遊休となったことと、一小が七〇〇名を超える状態や低学年の冬季通学困難などから、父兄の要望もあったので、昭和二十三年四月ここに滝川第一小学校滝泉台分教場(二年、三年、六年級編制)が設置されるに至った。その後、市街の発展に伴い第一小学校の児童数が増えますふえて

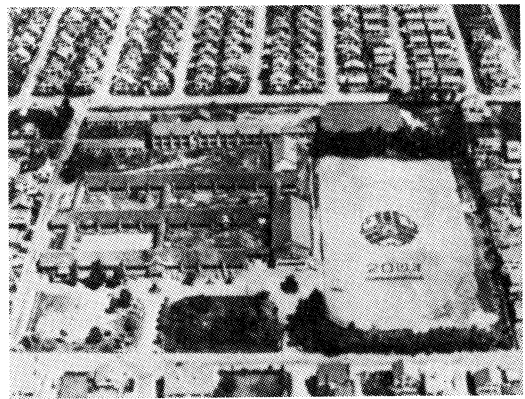


西小学校現校舎

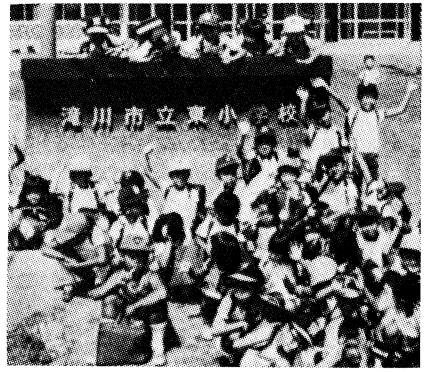


西小学校校章

きたのと、滝泉台分教場増改築にせまられたため、昭和三十一年三月三十一日滝泉台分教場を廃止し、新たに一校を西町に設けることとなり、校舎は昭和三十年十一月二十八日滝の川西一丁目二八四九番地にまず六教室を新築、昭和三十一年四月一日、滝川町立西小学校として創立認可され、同年七月十日教室四その他を増築、同年十一月十五日、校舎竣工並びに開校記念式を挙行し、翌三十二年に新学区による、一小、三小の一部児童を収容して、今日の基礎がうちたてられた。



校舎全景



いても、音楽室と理科室・図書室の三教室しかない状態。また、学級数についても適正学校規模である一八学級の二倍をこえ、さらに校地保有面積（二万四、八五七平方メートル）、校舎建築配置からも増築不適當となっている。

上記の理由により、昭和五十二年度より、滝川市立滝川第一小学校の分離新設校の校舎建築を進めてきましたが、昭和五十三年四月一日より東小学校として設置し、昭和五十三年八月一日より開校の見込みであります。

なお、滝川第二小学校、滝川第三小学校の通学区域の一部を変更し、東小学校区域といたします。」

新設された東小学校は、昭和五十二年七月二十三日校舎・屋体に着工、翌年七月三十日竣工、給食室は、五十三年七月十一日着工し同年十二月十日に竣工、三・九ヘクタールの敷地に鉄筋コンクリート三階建て、校舎総面積四、〇四六平方メートル、給食室一八五平

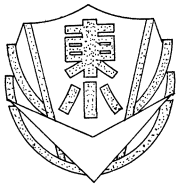
ることは、教育的見地からみても、市内各校間のバランスを勘案しても、増築は好ましいものとは思われない。基準校舎面積は三六学級に特字一学級は七、六二九平方メートルであるのに対し、現有六、〇三〇平方メートルは一、五九九平方メートルの不足である。特別教室に

方メートル、屋体九二三平方メートル、計五、一五四平方メートル、総工事費六億八、八四五万九、八三〇円である。校舎は南向き普通教室一階三、二階九、三階六。特別教室は音楽室、理科、家庭科、視聴覚、図画・工作、総合特別の各室で、体育館を中央正面玄関の真後ろに位置させ、フロアから直通、機能的にし、各行事で校舎を使用させる場合シャッターで分断、一部だけ独立して使える設計となっている。

東小学校開校時の児童数・学級数（昭和五三・四・一現在）

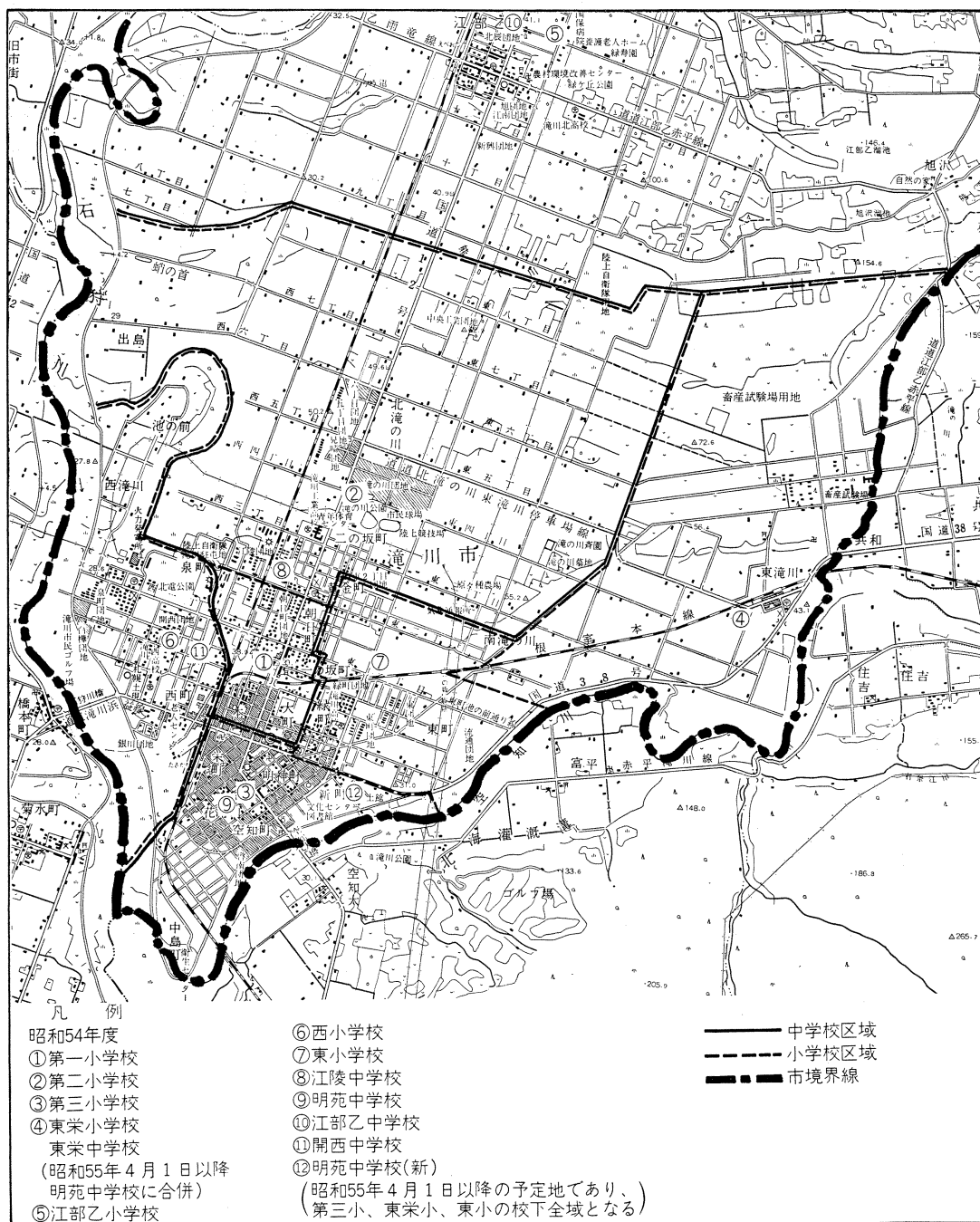
学年	一小転校児童		二小転校児童		三小転校児童		総計	学級数			
	男	女	計	男	女	計					
一年	五三	四四	九七	七	六	一三	二	一	三一	一三	三
二年	四八	四八	九六	七	四	一一	三	一	四一	一一	三
三年	四〇	三一	七一	八	七	一五	四	二	六	九二	三
四年	四七	四〇	八七	三	二	五	三	三	六	九八	三
五年	二七	四〇	六七	一一	八	二〇	二	二	四	九一	三
六年	四七	三七	八四	五	四	九	一	一	二	九五	三
総計	二六二	二四〇	五〇二	四二	三一	七三	一五	一〇	二五六	〇〇	一八

校 章（昭和五十三年六月一日制定） 考案者 田家靖久



- 由来 1 石狩、空知両大河の間に建つ学校
 2 みのり多い豊かな大地に建つ学校
 3 発展の象徴を示す末広がりの全体形
 4 太陽の昇る東方にある学校

滝川市立学校通学区域図（昭和55・4現在）



5 中央に東小学校の校名

校 歌（昭和五年六月七日制定） 作詞網瀨正幸 作曲渡部日出雄

一、丘よりのぞむ 空知川

二、稔り豊かな この郷土は

遠くにけむる ピンネシリ

屯田兵の 汗の跡

風にやさしい 歌がある

風にきびしい 歌がある

友と楽しく 肩寄せあつて

友と励まし 腕組み合つて

たしかな知識 学ぼうよ

たくましく体 鍛えよう

東、東、みんなの学校

東、東、みんなの学校

三、つつじ花咲く 学び舎に

君とわたしの 描く夢

風にあかるい 歌がある

友と仲よく 手をとりあつて

ひろい世界へ はばたこう

東、東、みんなの学校

歴代校長

初代 本間 茂 昭和五三・四・一（現在）

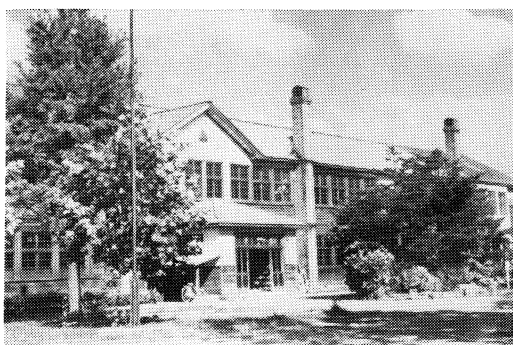
・卒業生第一回九三名（昭五四・三・二〇）

第三節 中 学 校

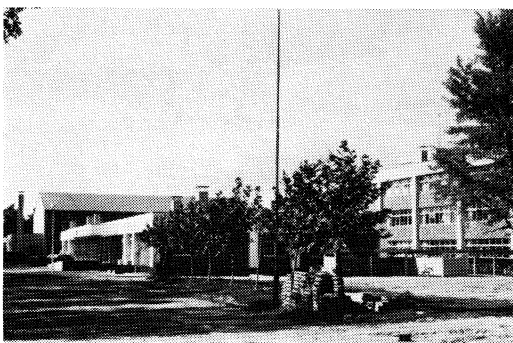
江陵中学校（黄金町西一丁目七番）

昭和二十二年五月一日、新教育制度の実施に伴い、滝川町立第一中学校として、第一小学校の一部を仮校舎とし開校。その時、学級数八、生徒数五一二名、教員数一八名で、殊に校長には新制中学校の重要性に鑑み、旧制中学校長である滝川中学校長斉藤正が任命された。

昭和二十四年六月十七日、第一期分校舎六教室が竣工し、移転す



江陵中学校



近代化した新校舎

ることになったが、校舎不足のため、滝川女子高等学校（現在の滝川高校）の一部及び第一小学校、そして新校舎と三カ所に分散して教育が行われるなど苦しい過程を経て、昭和二十五年三月、第二期分校舎が竣工し、同年四月全生徒を収容した。

この後、生徒の激増や特別教室建築のための増築が毎年のように行われ、昭和三十九年の第十五期工事によって完了、現在の校舎ができあがった。

この間、当初第二小学校に併置され発足した分校は、昭和二十三年四月に独立し第二中学校として開校したが、昭和二十六年四月一日、第二中学校を合併し、校名も第一・第二とよぶ序列式なものを改めて滝川町立江陵中学校として新発足をした。

その後も生徒は激増の一途をたどり、三十五年四月現在で学級数